

第5部 別冊

第1章 人口、医療資源等

- [資料1] 人口と人口増加率の推移
- [資料2] 年齢3区分別の人口割合と性比割合の推移
- [資料3] 二次保健医療圏別・年齢3区分別の人口割合の推移
- [資料4] 人口動態の推移
- [資料5] 死因別・死亡数と死亡割合
- [資料6] 受療率（人口10万対）の推移
- [資料7] 診療所の施設数、病床数の推移
- [資料8] 二次保健医療圏別病院施設数の推移
- [資料9] 二次保健医療圏別病院病床数の推移
- [資料10] 開設者別病院施設数の推移
- [資料11] 都道府県別人口10万対病院数・一般診療所数・歯科診療所数・病床数
- [資料12] 病院の病床種類別病床利用率の推移
- [資料13] 病院の病床種類別平均在院日数の推移
- [資料14] 病院の病床種類別1日平均在院患者数の推移
- [資料15] 薬局の推移
- [資料16] 医師・歯科医師・薬剤師数の推移
- [資料17] 診療従事医師・歯科医師・薬剤師数の推移
- [資料18] 病院の就業保健師・助産師・看護師・准看護師数の推移
- [資料19] 病院・診療所の従事理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、衛生検査技師数の推移
- [資料20] 保健福祉事務所（保健所）
- [資料21] 市町村保健センター
- [資料22] 休日（夜間）急患診療所（医科）
- [資料23] 休日（夜間）急患診療所（歯科）
- [資料24] 院外処方せん枚数、処方せん受取率の推移
- [資料25] 小児科を標榜する医療機関数の推移
- [資料26] 精神科救急の通報件数等件数及び精神保健診察件数の推移
- [資料27] 医療法・医療法施行規則
- [資料28] 神奈川県保健医療計画推進会議委員名簿

第2章 周産期医療における現状と連携体制

第1章 人口、医療資源等

〔資料1〕人口と人口増加率の推移

区分		(単位：人、%) ^{※2}										
		1975 昭和50年	1980 昭和55年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年	2005 平成17年	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 令和2年	
神奈川県	横浜 ^{※2}	横浜北部	2,621,771 (17.1)	2,773,674 (5.8)	2,992,926 (7.9)	1,188,047 (9.5)	1,250,957 (5.3)	1,342,427 (7.3)	1,442,557 (7.5)	1,518,277 (5.2)	1,570,303 (-3.4)	3,777,491 (1.4)
		横浜西部				1,006,632 (-4.4) ^{※1}	1,028,593 (2.2)	1,052,899 (2.4)	1,080,260 (2.6)	1,109,522 (2.7)	1,105,037 (-0.4)	
		横浜南部				1,025,652 (19.9) ^{※1}	1,027,586 (0.2)	1,031,325 (0.4)	1,056,811 (2.5)	1,060,974 (0.4)	1,049,504 (-1.1)	
		川崎北部	1,014,951 (4.3)	1,040,802 (2.5)	1,088,624 (4.6)	1,173,603 (7.8)	676,963 (5.2)	721,027 (6.5)	768,177 (6.5)	820,047 (6.8)	843,416 (2.8)	870,495 (3.2)
		川崎南部				525,857 (-0.8)	528,878 (0.6)	558,834 (5.7)	605,465 (8.3)	631,797 (4.3)	667,767 (5.7)	
		相模原	421,991 (33.0)	494,255 (17.1)	546,517 (10.6)	602,436 (10.2)	646,513 (7.3)	681,150 (5.4)	701,630 (3.0)	717,544 (2.3)	720,780 (0.5)	725,493 (0.7)
		横須賀・三浦	683,321	729,261	739,969	746,345	743,135 (5.4)	736,175 (3.8)	736,761 (2.8)	732,059 (-1.9)	714,415 (-2.4)	691,582 (-3.2)
		湘南東部	1,335,699 (27.8)	1,555,129 (16.4)	1,719,048 (10.5)	1,880,660 (9.4)	628,963 (5.4)	646,363 (2.8)	671,891 (3.9)	692,410 (3.1)	711,178 (-2.7)	727,642 (2.3)
		湘南西部					579,528 (5.0)	585,380 (1.0)	590,691 (0.9)	594,518 (0.6)	587,047 (-1.3)	581,839 (-0.9)
		県央					771,395 (5.4)	800,604 (3.8)	822,880 (2.8)	838,464 (1.9)	845,580 (-0.8)	858,535 (1.5)
		県西	320,015 (7.4)	331,227 (3.5)	344,890 (4.1)	357,016 (3.5)	366,410 (2.6)	363,746 (-0.7)	361,105 (-0.7)	359,051 (-0.6)	347,157 (-3.3)	336,493 (-3.1)
		計	6,397,748 (16.9)	6,924,348 (8.29)	7,431,974 (7.3)	7,980,391 (7.4)	8,245,900 (3.39)	8,489,974 (3.0)	8,791,597 (3.6)	9,048,331 (2.9)	9,126,214 (0.9)	9,237,337 (1.2)
		全国	111,939,643 (7.0)	117,060,396 (4.6)	121,048,923 (3.4)	123,611,167 (2.1)	125,570,246 (1.6)	126,925,843 (1.1)	127,756,815 (0.7)	128,057,352 (0.2)	127,094,745 (-0.8)	126,146,099 (-0.7)

(出典) 総務省「国勢調査(各年10月1日現在)」

※1 1990(平成2)年の横浜西部の人口減及び横浜南部の人口増が著しい。これは、1986(昭和61)年11月3日に戸塚区が3分割して戸塚区・栄区・泉区となり、1987(昭和62)年2月の二次医療圏の設定の際に、戸塚区と泉区が横浜西部に、栄区が横浜南部に分類されたことによる。

※2 横浜医療圏は平成30年策定の第7次保健医療計画により、横浜北部・横浜西部・横浜南部の3地域を統合して1つとしたため、令和2年は統合後の横浜地域の値を記載している。

※3 表中()内の増加率は5年前の人口に対するもの。

〔資料2〕年齢3区分別の人口割合と性比割合の推移

年	項目	人口の割合			性比 女100人に対する男の比		平均年齢	
		年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	神奈川県	全国	神奈川県	全国
1965	昭和40年	23.4	72.3	4.4	106.1	96.4	28.9	30.3
1970	昭和45年	23.8	71.5	4.7	106.5	96.4	29.4	31.5
1975	昭和50年	25.5	69.2	5.3	105.7	96.9	30.3	32.5
1980	昭和55年	24.6	68.9	6.4	104.4	96.9	32.0	33.9
1985	昭和60年	21.5	71.0	7.5	104.9	96.7	33.9	35.7
1990	平成2年	17.2	73.6	8.8	105.6	96.5	35.9	37.6
1995	平成7年	14.9	74.0	11.0	104.3	96.2	38.0	39.6
2000	平成12年	13.9	72.1	13.8	103.1	95.8	39.9	41.4
2005	平成17年	13.6	69.4	17.1	102.1	95.2	41.9	43.4
2010	平成22年	13.2	66.6	20.2	100.9	94.8	43.4	45.0
2015	平成27年	12.6	63.5	23.9	99.8	94.8	45.0	46.4
2020	令和2年	12.0	62.4	25.6	98.9	94.8	46.5	47.7

(出典) 総務省「国勢調査(各年10月1日現在)」

[資料3] 二次保健医療圏別・年齢3区分別の人口割合の推移

二次保健医療圏名 〔上段：令和2年〕 〔下段：平成27年〕		年少人口 (0～14歳) (構成比率)	生産年齢人口 (15～64歳) (構成比率)	老年人口 (65歳以上) (構成比率)	合計 ^{※2}	老年人口の 増加率
横浜 ^{※1}	横浜	433,017 (11.7)	2,271,167 (61.6)	887,125 (24.1)	3,688,620	2.5
	横浜北部	210,170 (13.4)	1,040,507 (66.3)	309,608 (19.7)	1,570,303	/
	横浜西部	137,551 (12.4)	681,141 (61.6)	281,248 (25.5)	1,105,037	
	横浜南部	120,814 (11.5)	646,643 (61.6)	274,634 (26.2)	1,049,504	
川崎	川崎北部	106,794 (12.4)	555,638 (64.6)	170,902 (19.9)	859,524	7.2
		105,680 (12.5)	549,541 (65.2)	159,377 (18.9)	843,416	
	川崎南部	81,801 (12.2)	440,319 (65.9)	125,684 (18.8)	667,767	4.6
		78,455 (12.4)	423,435 (67.0)	120,105 (19.0)	631,797	
相模原		77,438 (11.6)	405,502 (60.9)	161,821 (24.3)	665,841	-5.4
		88,850 (12.3)	454,821 (63.1)	171,040 (23.7)	720,780	
横須賀・三浦		68,115 (10.8)	359,538 (57.)	199,988 (31.7)	631,136	-8.0
		82,409 (11.5)	412,027 (57.7)	217,300 (24.7)	714,415	
湘南東部		89,084 (13.0)	414,439 (60.7)	168,964 (30.4)	682,928	-1.1
		96,696 (13.6)	442,692 (62.2)	170,722 (24.0)	711,178	
湘南西部		58,759 (11.4)	303,738 (58.7)	144,852 (28.0)	517,354	-5.9
		71,010 (12.1)	357,616 (60.9)	153,819 (26.2)	587,047	
県央		95,478 (12.1)	480,885 (61.1)	193,790 (24.6)	786,531	-2.3
		108,913 (12.9)	532,852 (63.0)	198,207 (23.4)	845,580	
県西		30,500 (11.6)	161,468 (58.5)	87,352 (29.4)	283,926	-15.5
		40,200 (11.6)	203,108 (58.5)	102,097 (29.4)	347,157	
神奈川県		1,037,891 (11.9)	5,371,935 (61.4)	2,125,128 (24.3)	8,743,513	-1.6
		1,140,748 (12.5)	5,744,383 (62.9)	2,158,157 (23.6)	9,126,214	

(出典) 総務省「国勢調査」

※1 横浜医療圏は平成30年策定の第7次保健医療計画により、横浜北部・横浜西部・横浜南部の3地域を統合して1つとしたため、令和2年は統合後の値、平成27年は統合前の各地域の値を記載している。

※2 合計には年齢不詳を含むため、3区分別階級と合計の値が一致しない場合がある。

〔資料4〕人口動態の推移

(単位：人)

項目 年	出生		死亡		乳児死亡		新生児死亡		周産期死亡	
	実数	率 (人口千人対)	実数	率 (人口千人対)	実数	率 (出生千人対)	実数	率 (出生千人対)	実数	率 (出産千人対)
1965 昭和40年	97,386	22.0	22,751	5.1	1,382	14.2	892	9.1	2,560	26.3
1970 昭和45年	123,714	22.6	25,814	4.7	1,362	11.0	909	7.3	2,271	18.4
1975 昭和50年	118,656	18.5	27,319	4.3	1,049	8.8	703	5.9	1,961	14.0
1980 昭和55年	94,356	13.6	29,923	4.3	678	7.2	462	4.9	1,026	10.9
1985 昭和60年	86,101	11.6	33,809	4.5	437	5.1	285	3.3	640	7.4
1990 平成2年	79,437	10.0	39,543	5.0	354	4.5	207	2.6	448	5.6
1995 平成7年	80,692	9.9	46,507	5.7	361	4.5	192	2.4	609	7.5
2000 平成12年	82,906	9.9	50,539	6.0	279	3.4	177	2.1	521	6.3
2005 平成17年	76,196	8.7	58,801	6.7	239	3.1	127	1.7	397	5.2
2010 平成22年	78,077	8.6	67,760	7.5	203	2.6	104	1.3	379	4.8
2015 平成27年	73,476	8.2	75,765	8.4	142	1.9	75	1.0	290	3.9
2020 令和2年	60,865	6.8	84,601	9.4	96	1.6	51	0.8	200	3.3

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

〔資料5〕死因別・死亡数と死亡割合

(単位：表中左；人、表中右；%)

死因※	神奈川県				全国	
	2018 平成30年		2021 令和3年		2021 令和3年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1. 悪性新生物	24,030	29.2	24,792	27.6	381,505	26.5
2. 心疾患（高血圧除く）	12,256	14.9	13,107	14.6	214,710	14.9
3. 老衰	7,636	9.3	11,322	12.6	152,027	10.6
4. 脳血管疾患	6,052	7.4	5,992	6.7	104,595	7.3
5. その他の呼吸器系の疾患	4,472	5.4	5,523	6.2	84,641	5.9
6. 肺炎	5,052	6.1	3,666	4.1	73,194	5.1
7. 不慮の事故	2,845	3.5	2,661	3.0	38,355	2.7
8. その他の消化器系の疾患	1,385	1.7	1,541	1.7	27,598	1.9
9. 肝疾患	1,347	1.6	1,509	1.7	18,017	1.3
10. 腎不全	1,260	1.5	1,478	1.6	28,688	2.0
11. 自殺	1,293	1.6	1,369	1.5	20,291	1.4
12. 血管性及び詳細不明の認知症	1,180	1.4	1,354	1.5	22,343	1.6
13. その他	13,528	16.4	15,387	17.2	273,892	19.0
計	82,336	100.0	89,701	100.0	1,439,856	100.0

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

※ 令和3年の神奈川県の死因を降順に並べている。

〔資料6〕受療率（人口10万対）の推移

区分	総数	入院			外来				
		計	病院	一般診療所	計	病院	一般診療所	歯科診療所	
神奈川県	1996 平成8年	6,091	783	756	27	5,308	1,546	2,566	1,197
	1999 平成11年	5,647	779	762	17	4,868	1,439	2,357	1,072
	2002 平成14年	5,010	759	742	17	4,251	1,363	1,939	949
	2005 平成17年	5,411	764	742	22	4,647	1,209	2,502	936
	2008 平成20年	5,147	705	690	15	4,442	1,160	2,332	950
	2011 平成23年	5,937	674	662	11	5,263	1,078	3,036	1,149
	2014 平成26年	6,431	683	673	10	5,748	1,089	3,399	1,260
	2017 平成29年	6,037	706	698	8	5,331	1,046	3,282	1,003
	2020 令和2年	6,344	654	643	11	5,690	941	3,637	1,112
	全国	1996 平成8年	7,000	1,176	1,109	67	5,824	1,796	2,993
1999 平成11年		6,566	1,170	1,106	64	5,396	1,683	2,805	907
2002 平成14年		6,222	1,139	1,081	58	5,083	1,532	2,650	901
2005 平成17年		6,696	1,145	1,089	56	5,551	1,461	3,091	1,000
2008 平成20年		6,466	1,090	1,044	47	5,376	1,353	2,998	1,025
2011 平成23年		6,852	1,068	1,028	41	5,784	1,322	3,377	1,149
2014 平成26年		6,734	1,038	1,002	36	5,696	1,292	3,331	1,073
2017 平成29年		6,711	1,036	1,004	32	5,675	1,286	3,325	1,064
2020 令和2年		6,618	960	934	27	5,658	1,167	3,435	1,056

(出典) 厚生労働省「患者調査」

※ 表中の個々の数値の合計と合計欄の数値とは、端数処理の関係で一致しないことがある。

〔資料7〕診療所の施設数、病床数の推移

区分		年	1995 平成7年	2000 平成12年	2006 平成18年	2011 平成23年	2014 平成26年	2017 平成29年	2020 令和2年
神奈川県	一般診療所		5,108	5,522	6,190	6,424	6,556	6,661	6,907
	(人口10万対)		(61.9)	(65.0)	(70.0)	(70.9)	(72.1)	(72.7)	(74.8)
	有床診療所		750	580	456	296	248	219	185
	無床診療所		4,358	4,942	5,734	6,128	6,308	6,442	6,722
	歯科診療所・		3,852	4,290	4,747	4,862	4,920	4,915	4,959
	*(人口10万対)		(46.7)	(50.5)	(53.7)	(53.7)	(54.1)	(53.7)	(53.7)
一般診療所の病床数			6,572	5,368	4,139	2,969	2,726	2,522	2,274
全国	一般診療所・		87,069	92,824	98,609	99,547	100,461	101,471	102,612
	*(人口10万対)		(69.3)	(73.1)	(78.2)	(77.9)	(79.1)	(80.1)	(81.3)
	有床診療所		21,764	17,853	12,858	9,934	8,355	7,202	6,303
	無床診療所		65,305	74,971	85,751	89,613	92,106	94,269	96,309
	歯科診療所・		58,407	63,361	67,392	68,156	68,692	68,609	67,874
	*(人口10万対)		(46.5)	(49.9)	(53.4)	(53.3)	(54.0)	(54.1)	(53.8)
一般診療所の病床数			259,245	216,755	159,898	129,366	112,364	98,355	86,046

(出典) 厚生労働省「医療施設調査」

〔資料8〕 二次保健医療圏別病院施設数の推移

区分		年	1995 平成7年	2000 平成12年	2005 平成17年	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 令和2年 ※2	
								定数	人口10万対
一般病院	横浜	横浜北部	53	52	47	46	46	112	2.96
		横浜西部	39	39	39	39	38		
		横浜南部	37	34	32	29	30		
		川崎北部	13	12	15	14	15	15	1.72
		川崎南部	27	25	25	22	20	18	2.70
		相模原	34	33	32	32	34	32	4.41
		横須賀・三浦	33	32	30	28	28	27	3.90
		湘南東部	17	19	20	19	19	21	2.89
		湘南西部	20	18	16	16	16	16	2.75
		県央	32	32	33	30	28	27	3.14
		県西	25	24	24	21	20	21	6.24
	合計	330	320	313	296	294	289	3.13	
精神科病院（県全域）			41	42	43	47	47	47	0.51
結核療養所（県全域）			0	0	0	0	-※1	-※1	-
計			371	362	356	343	341	336	3.64

（出典）厚生労働省「医療施設調査」

※1 平成22年までは結核療養所が調査対象に含まれていたが、平成27年度以降は含まれなくなったため「-」としている。

※2 横浜医療圏は平成30年策定の第7次保健医療計画により、横浜北部・横浜西部・横浜南部の3地域を統合して1つとしたため、令和2年は統合後の横浜地域の値を記載している。

〔資料9〕 二次保健医療圏別病院病床数の推移 ※1

区分		年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年	2005 平成17年	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 令和2年	
										実数	人口10万対
療養病床及び一般病床 ※2	横浜	横浜北部	5,120	6,771	7,498	7,342	7,557	7,947	22,220	22,524	588.2
		横浜西部	4,242	6,654	6,898	7,167	7,357	7,436			
		横浜南部	6,914	7,308	7,763	7,314	6,985	6,700			
		川崎北部	8,241	9,095	3,359	3,222	3,703	3,783	4,265	4,401	490.0
	川崎南部	5,531			5,401	5,182	4,864	4,763	4,740	713.3	
		相模原	5,816	7,118	6,974	7,063	6,720	6,625	6,703	6,286	923.9
		横須賀・三浦	4,435	5,294	5,265	5,315	5,363	5,357	5,222	5,159	755.1
		湘南東部	10,816	13,389	2,891	3,215	3,577	3,713	3,815	4,171	524.3
	湘南西部	5,378			5,260	5,181	4,820	4,694	4,644	806.8	
	県央	5,214			5,240	5,394	5,025	4,860	5,244	566.1	
		県西	3,165	3,638	3,672	3,561	3,433	3,260	3,165	2,920	940.6
	神奈川県	48,749	59,267	60,443	60,100	60,452	59,530	59,707	60,089	646.4	
精神病床（県全域）			12,098	12,556	13,140	13,831	14,542	13,786	14,022	13,643	151.8
結核病床（県全域）			1,233	1,024	840	789	460	184	166	166	1.8
伝染病床・感染症病床（県全域） ※3			516	534	363	87	74	74	69	74	0.7
計			62,596	73,381	74,786	74,807	75,528	73,574	73,964	73,972	800.7

（出典）厚生労働省「医療施設調査」

※1 病床数は、医療法27条の規定により許可を受けた数（使用許可病床数）。

※2 療養病床及び一般病床は2006（平成18）年は両者を合算、2000（平成12）年以前は区分されていないため一般病床を計上（平成12年は療養型病床群で再掲扱い、14年から療養病床等で再掲扱いだった。16年から療養病床と一般病床で出している。）。

※3 伝染病床・感染症病床は、1995（平成7）年以前は伝染病床、2000（平成12）年は感染症病床。

[資料10] 開設者別病院施設数の推移

区分	年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年	2006 平成18年	2011 平成23年	2016 平成28年	2021 令和3年
国		13	13	14	14	10	8	12	12
公的医療機関		39	39	39	35	32	35	33	33
社会保険関係団体		15	15	10	15	13	13	6	6
医療法人		137	159	184	200	209	221	228	235
個人		100	103	71	48	32	16	11	3
その他		48	53	53	50	55	51	51	47
総数		352	382	371	362	351	344	341	336

(出典) 厚生労働省「医療施設調査」

[資料11] 都道府県別人口10万対病院数・一般診療所数・歯科診療所数・病床数

(令和4年10月1日現在)

	人口10万対施設数			人口10万対病床数							一般診療所
	病院	一般診療所	歯科診療所	病院	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床		
全国	6.5	84.2	54.2	1,194.9	257.6	1.5	3.1	223.0	709.6	64.4	
北海道	10.4	66.8	54.2	1,765.2	378.3	1.9	2.8	365.1	1,017.0	96.8	
青森	7.5	71.3	40.9	1,356.6	358.6	2.4	2.7	187.1	805.8	133.5	
岩手	7.8	75.3	46.4	1,367.1	343.4	3.2	7.7	181.0	831.8	89.3	
宮城	5.9	76.7	46.2	1,078.7	269.3	1.3	1.4	139.3	667.5	55.7	
秋田	7.0	87.8	45.6	1,514.9	415.7	3.4	4.7	197.0	894.1	70.4	
山形	6.4	86.7	45.0	1,355.7	332.5	1.7	2.9	198.7	820.0	45.6	
福島	6.9	77.7	46.6	1,345.3	342.7	1.8	3.7	166.6	830.4	56.3	
茨城	6.1	62.5	48.0	1,075.0	255.0	1.7	2.8	187.4	628.1	55.5	
栃木	5.7	77.5	50.2	1,107.2	260.0	1.6	1.6	207.8	636.2	76.5	
群馬	6.6	82.7	51.0	1,224.3	261.0	2.7	3.4	210.6	746.5	46.4	
埼玉	4.7	61.3	48.3	857.2	187.2	1.1	1.8	151.2	515.9	33.0	
千葉	4.6	62.9	51.7	954.4	194.8	1.0	1.5	173.6	583.5	31.6	
東京	4.5	104.6	76.2	891.5	148.6	1.0	3.2	156.1	582.6	24.6	
神奈川	3.6	76.8	54.0	798.9	146.1	0.8	1.6	138.9	511.6	23.6	
新潟	5.6	78.3	51.9	1,217.2	287.1	1.7	1.4	157.7	769.3	26.1	
富山	10.4	74.5	43.2	1,476.0	299.1	2.3	5.6	369.4	799.6	39.3	
石川	8.1	79.2	42.8	1,480.6	321.8	1.8	7.3	274.2	875.4	69.9	
福井	8.9	76.1	39.8	1,361.1	287.9	2.1	5.7	234.1	831.2	109.6	
山梨	7.5	93.8	53.5	1,321.4	283.4	3.5	2.7	249.3	782.5	51.0	
長野	6.2	79.5	49.1	1,136.3	229.2	2.3	2.2	160.1	742.5	37.7	
岐阜	5.0	84.1	48.8	1,010.3	196.2	1.5	5.2	147.2	660.2	72.3	
静岡	4.7	77.1	48.7	1,012.6	181.5	1.3	2.7	242.4	584.7	46.1	
愛知	4.2	74.9	49.4	879.7	164.3	0.9	1.5	176.2	536.8	46.0	
三重	5.3	87.6	46.2	1,100.4	262.3	1.8	1.7	202.4	632.1	52.8	
滋賀	4.1	81.3	40.0	983.9	161.2	2.4	4.5	175.7	640.1	33.0	
京都	6.3	97.9	50.2	1,252.7	220.7	1.4	7.2	139.5	884.0	24.2	
大阪	5.8	100.4	62.3	1,184.4	205.8	0.9	3.1	228.5	746.1	22.5	
兵庫	6.4	96.6	54.8	1,181.5	213.6	1.0	2.8	235.8	728.3	41.5	
奈良	5.7	93.8	52.2	1,221.4	219.4	1.8	2.3	210.4	787.4	30.4	
和歌山	9.2	114.1	57.6	1,420.8	226.4	3.5	1.7	234.4	954.8	82.2	
鳥取	7.9	89.2	47.4	1,528.1	315.3	2.2	2.9	320.4	887.3	77.2	
島根	7.0	107.4	38.1	1,474.9	342.4	4.6	1.5	261.9	864.6	61.7	
岡山	8.5	86.4	53.4	1,455.3	283.3	1.4	6.2	217.0	947.4	97.3	
広島	8.4	91.9	54.4	1,338.0	311.1	1.1	3.9	267.4	754.5	90.4	
山口	10.6	93.2	48.8	1,854.1	445.2	3.0	4.6	559.4	841.9	100.0	
徳島	15.1	99.9	59.9	1,885.9	507.8	3.3	5.3	471.2	898.4	183.4	
香川	9.3	91.3	50.6	1,505.2	348.0	2.6	3.4	224.0	927.3	144.8	
愛媛	10.3	91.3	49.5	1,551.3	330.0	2.1	2.8	331.0	885.4	148.6	
高知	17.8	78.1	51.2	2,328.1	524.9	1.6	11.1	659.9	1,130.6	159.0	
福岡	8.9	93.8	60.1	1,596.8	406.4	1.3	4.1	335.5	849.5	122.3	
佐賀	12.0	87.6	49.8	1,767.0	514.0	3.0	3.7	453.6	792.8	249.8	
長崎	11.5	104.1	54.8	1,971.3	598.7	3.3	6.5	453.1	909.8	227.7	
熊本	11.8	86.2	48.4	1,878.5	507.4	2.6	4.4	415.8	948.4	228.2	
大分	13.6	86.9	47.3	1,757.7	476.4	3.6	1.1	213.6	1,063.0	302.2	
宮崎	12.5	87.3	46.4	1,727.9	554.7	2.9	6.7	305.9	857.6	204.0	
鹿児島	14.7	88.6	50.9	2,026.4	597.6	2.9	5.0	435.4	985.5	279.4	
沖縄	6.1	63.2	41.6	1,274.0	360.3	1.6	3.2	251.0	657.8	53.1	

(出典) 厚生労働省「医療施設調査」

※ 表中の個々の数値の合計と合計欄の数値とは、端数処理の関係で一致しないことがある。

〔資料 12〕 病院の病床種類別病床利用率の推移

(単位：%)

年		1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
神奈川県	一般 ^{※1}	79.4	78.4	79.9	82.4	78.1	75.7	75.1	71.4
	療養 ^{※1}					92.7	91.7	90.2	88.3
	精神	97.0	94.7	90.7	91.3	89.9	88.6	84.8	83.8
	結核	66.2	58.6	60.8	61.8	54.4	59.5	52.2	37.7
	伝染・感染症 ^{※2}	2.3	0.7	3.6	9.1	10.4	8.9	14.9	198.2
	総数 ^{※3}	81.9	80.4	81.2	83.7	82.6	80.9	79.6	76.8
全国	一般 ^{※1}	83.7	81.9	82.4	83.8	79.4	76.6	75.0	71.3
	療養 ^{※1}					93.4	91.7	88.8	85.7
	精神	101.9	97.3	94.3	93.1	91.7	89.6	86.5	84.8
	結核	55.8	48.4	43.0	43.8	45.3	36.5	35.4	31.5
	伝染・感染症 ^{※2}	1.3	1.0	1.3	1.8	2.7	2.8	3.1	114.7
	総数 ^{※3}	85.8	83.6	83.6	85.2	84.8	82.3	80.1	77.0

(出典) 厚生労働省「病院報告」

※1 療養病床及び一般病床は2000(平成12)年以前は区分されていないため一般病床を計上(平成12年は療養型病床群で再掲扱い、14年から療養病床等で再掲扱いだった。16年から療養病床と一般病床で出している。)

※2 「伝染・感染症」は、1995(平成7)年までは伝染病床、2000(平成12)年は感染症病床。

※3 全国の総数には、ハンセン病療養所である病院の病床が含まれる。

〔資料 13〕 病院の病床種類別平均在院日数の推移

(単位：日)

年		1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
神奈川県	一般 ^{※1}	30.7	31.2	28.2	25.4	17.8	15.5	13.9	14.3
	療養 ^{※1}					220.2	219.7	198.9	166.1
	精神	424.5	421.7	385.8	324.6	270.1	240.6	232.7	239.9
	結核	166.3	119.2	115.1	96.6	62.9	62.6	61.7	37.7
	伝染・感染症 ^{※2}	23.8	9.4	15.4	10.4	5.1	7.8	15.8	11.6
	総数 ^{※3}	39.7	38.8	34.7	31.5	28.4	25.1	22.5	23.0
全国	一般 ^{※1}	39.4	38.1	33.7	30.4	19.8	18.2	16.5	16.5
	療養 ^{※1}					172.8	176.4	158.2	135.5
	精神	536.3	489.6	454.7	376.5	327.2	301.0	274.7	277.0
	結核	207.2	150.2	119.0	96.2	71.9	71.5	67.3	57.2
	伝染・感染症 ^{※2}	18.3	15.6	14.8	9.3	9.8	10.1	8.2	9.8
	総数 ^{※3}	54.2	50.5	44.2	39.1	35.7	32.5	29.1	28.3

(出典) 厚生労働省「病院報告」

※1 療養病床及び一般病床は2000(平成12)年以前は区分されていないため一般病床を計上(平成12年は療養型病床群で再掲扱い、14年から療養病床等で再掲扱いだった。16年から療養病床と一般病床で出している。)

※2 「伝染・感染症」は、1995(平成7)年までは伝染病床、2000(平成12)年は感染症病床。

※3 全国の総数には、ハンセン病療養所である病院の病床が含まれる。

〔資料 14〕 病院の病床種類別 1 日平均在院患者数の推移

(単位：人)

区分		年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年	2005 平成17年	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 令和2年
神奈川県	一般 ^{※1}		38,399	46,280	48,279	49,343	37,345	35,261	34,770	33,529
	療養 ^{※1}						11,624	11,912	12,149	11,630
	精神		11,727	11,877	11,859	12,632	13,018	12,245	11,899	11,469
	結核		865	601	511	488	248	109	87	63
	伝染・感染症 ^{※2}		11	4	13	7	8	7	10	147
	総数 ^{※3,※4}		51,003	58,761	60,662	62,469	62,242	59,534	58,915	56,838
全国	一般 ^{※1}		898,718	1,025,833	1,035,413	1,057,607	718,167	692,891	670,032	633,307
	療養 ^{※1}						333,436	306,132	291,924	252,754
	精神		340,023	348,500	341,357	333,712	325,027	311,281	291,403	275,845
	結核		31,814	20,726	14,534	10,036	5,512	3,067	1,988	1,313
	伝染・感染症 ^{※2}		198	122	127	44	48	50	56	2,170
	総数 ^{※3,※4}		1,278,391	1,401,859	1,397,152	1,401,399	1,382,190	1,313,421	1,255,404	1,165,389

(出典) 厚生労働省「病院報告」

※1 療養病床及び一般病床は 2000 (平成 12) 年以前は区分されていないため一般病床を計上 (平成 12 年は療養型病床群で再掲扱い、14 年から療養病床等で再掲扱いだった。16 年から療養病床と一般病床で出している。)

※2 「伝染・感染症」は、1995 (平成 7) 年までは伝染病床、2000 (平成 12) 年は感染症病床。

※3 全国の総数には、ハンセン病療養所である病院の病床が含まれる。

※4 表中の個々の数値の合計と合計欄の数値とは、端数処理の関係で一致しないことがある。

〔資料 15〕 薬局の推移

区分		年	1985 昭和60年	1990 平成2年	1995 平成7年	2000 平成12年	2005 平成17年	2010 平成22年	2015 平成27年	2020 令和2年
神奈川県	薬局数		2,168	2,353	2,525	3,039	3,218	3,444	3,770	4,009
	人口10万対薬局数		29.2	29.5	30.6	35.8	36.6	38.1	41.3	43.4
全国	薬局数		35,264	36,981	39,433	46,763	51,233	53,001	58,326	60,951
	人口10万対薬局数		29.1	29.9	31.4	36.8	40.1	41.4	45.9	48.3

(出典) 厚生労働省「衛生行政報告例」

総務省「各年国勢調査人口等基本集計」

[資料 16] 医師・歯科医師・薬剤師数の推移

区分		年	2006 平成18年		2008 平成20年		2010 平成22年		2012 平成24年	
			実数	人口10万 対	実数	人口10万 対	実数	人口10万 対	実数	人口10万 対
神奈川県	横浜北部	医師	2,181	149.6	2,439	163.7	2,621	172.6	2,599	169.3
		歯科医師	1,443	99.0	1,494	100.3	1,545	101.8	1,637	106.6
		薬剤師	2,705	185.6	2,933	196.9	3,585	236.1	3,686	240.1
	横浜西部	医師	1,784	164.3	1,915	174.1	2,038	183.7	2,180	196.9
		歯科医師	709	65.3	719	65.4	744	67.1	754	68.1
		薬剤師	1,852	170.5	2,036	185.1	2,442	220.1	2,456	221.8
	横浜南部	医師	2,415	228.0	2,575	242.5	2,818	265.6	2,958	280.6
		歯科医師	853	80.5	859	80.9	920	86.7	889	84.3
		薬剤師	1,932	182.4	2,033	191.5	2,452	231.1	2,555	242.4
	川崎北部	医師	1,326	170.5	1,414	176.3	1,510	184.1	1,597	192.6
		歯科医師	432	55.5	451	56.2	495	60.4	479	57.8
		薬剤師	1,356	174.3	1,501	187.1	1,602	195.4	1,632	196.8
	川崎南部	医師	1,219	216.0	1,353	230.0	1,367	225.8	1,411	231.4
		歯科医師	457	81.0	488	83.0	504	83.2	492	80.7
		薬剤師	1,199	212.4	1,303	221.5	1,412	233.2	1,437	235.6
	相模原	医師	1,533	217.8	1,630	229.8	1,693	235.9	1,700	236.2
		歯科医師	445	63.2	435	61.3	421	58.7	415	57.7
		薬剤師	1,472	209.2	1,510	212.9	1,531	213.4	1,506	209.3
	横須賀・三浦	医師	1,347	183.1	1,330	181.2	1,410	192.6	1,504	207.3
		歯科医師	800	108.7	802	109.3	799	109.1	777	107.1
		薬剤師	1,457	198.0	1,480	201.6	1,502	205.2	1,543	212.7
	湘南東部	医師	1,024	151.7	1,098	160.3	1,143	165.1	1,183	168.9
		歯科医師	472	69.9	504	73.6	494	71.3	517	73.8
		薬剤師	1,277	189.2	1,371	200.1	1,430	206.5	1,702	243.0
	湘南西部	医師	1,309	221.2	1,362	229.4	1,386	233.1	1,394	235.3
		歯科医師	394	66.6	401	67.5	414	69.6	418	70.6
		薬剤師	1,074	181.5	1,192	200.8	1,241	208.7	1,265	213.5
	県央	医師	1,034	125.2	1,092	131.1	1,100	131.2	1,150	136.5
		歯科医師	511	61.9	454	54.5	461	55.0	482	57.2
		薬剤師	1,407	170.4	1,450	174.0	1,544	184.1	1,507	178.8
県西	医師	571	158.2	584	162.4	590	164.3	615	173.1	
	歯科医師	242	67.0	262	72.8	260	72.4	266	74.9	
	薬剤師	776	215.0	841	233.8	869	242.0	923	259.8	
神奈川県	医師	15,743	178.1	16,792	187.5	17,676	195.4	18,291	201.6	
	歯科医師	6,758	76.5	6,869	76.7	7,057	78.0	7,126	78.5	
	薬剤師	16,507	186.8	17,650	197.1	19,610	216.7	20,212	222.8	
全国	医師	277,927	217.5	286,699	224.5	295,049	230.4	303,268	237.8	
	歯科医師	97,198	76.1	99,426	77.9	101,576	79.3	102,551	80.4	
	薬剤師	252,533	197.6	267,751	209.7	276,517	215.9	280,052	219.6	

区分		年	2014 平成26年		2016 平成28年		2018 平成30年		2020 令和2年	
			実数	人口10万 対	実数	人口10万 対	実数	人口10万 対	実数	人口10万 対
神奈川県	横浜※	医師	2,783	178.7	2,936	186.1	8,778	234.7	9,200	243.5
			1,585	101.8	1,626	103.1				
			4,457	286.2	4,168	264.2				
		歯科医師	2,230	201.8	2,343	211.9	3,328	89.0	3,442	91.1
			790	71.5	751	67.9				
			2,601	235.4	2,791	252.4				
		薬剤師	3,131	298.7	3,163	301.8	9,965	266.4	10,256	271.5
			949	90.5	903	86.2				
			2,565	244.7	2,606	248.6				
	川崎北部	医師	1,664	198.5	1,746	205.6	1,842	214.3	1,989	228.5
		歯科医師	501	59.8	522	61.5	520	60.5	548	63.0
		薬剤師	1,756	209.5	1,868	220.0	1,989	231.4	1,956	224.7
	川崎南部	医師	1,526	245.0	1,606	250.8	1,647	250.7	1,837	275.1
		歯科医師	517	83.0	518	80.9	549	83.6	560	83.9
		薬剤師	1,500	240.8	1,652	258.0	1,717	261.4	1,848	276.7
	相模原	医師	1,760	243.5	1,714	237.5	1,678	232.1	1,746	240.7
		歯科医師	494	68.3	477	66.1	473	65.4	499	68.8
		薬剤師	1,535	212.3	1,636	226.7	1,635	226.1	1,757	242.2
	横須賀・三浦	医師	1,556	217.1	1,622	228.3	1,627	231.7	1,711	247.4
		歯科医師	815	113.7	813	114.4	810	115.4	815	117.8
		薬剤師	1,570	219.1	1,655	233.0	1,693	241.1	1,752	253.3
	湘南東部	医師	1,214	172.1	1,259	176.1	1,378	191.0	1,437	197.5
		歯科医師	545	77.3	570	79.7	555	76.9	591	81.2
		薬剤師	1,724	244.5	1,763	246.6	1,827	253.2	2,055	282.4
	湘南西部	医師	1,413	240.2	1,314	224.1	1,489	254.4	1,542	265.0
		歯科医師	427	72.6	399	68.1	415	70.9	410	70.5
		薬剤師	1,325	225.2	1,344	229.2	1,351	230.8	1,414	243.0
	県央	医師	1,149	136.2	1,188	140.3	1,214	142.8	1,301	151.5
		歯科医師	531	62.9	465	54.9	500	58.8	528	61.5
		薬剤師	1,624	192.5	1,672	197.5	1,782	209.6	1,880	219.0
	県西	医師	610	173.7	585	169.6	601	176.2	614	182.5
		歯科医師	260	74.1	254	73.6	215	63.0	212	63.0
		薬剤師	884	251.8	949	275.1	954	279.7	954	283.5
	神奈川県	医師	19,036	209.2	19,476	213.0	20,254	220.6	21,377	231.4
		歯科医師	7,414	81.5	7,298	79.8	7,365	80.2	7,605	82.3
		薬剤師	21,541	236.7	22,104	241.7	22,913	249.6	23,872	258.4
全国	医師	311,205	244.9	319,480	251.7	327,210	258.8	339,623	269.2	
	歯科医師	103,972	81.8	104,533	82.4	104,908	83.0	107,443	85.2	
	薬剤師	288,151	226.7	301,323	237.4	311,289	246.2	321,982	255.2	

(出典) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」
総務省「平成30年10月1日参考表5都道府県、男女別人口の計算表(総人口)」
総務省「令和2年国勢調査人口等基本集計」
神奈川県「人口統計調査結果」

※ 横浜医療圏は平成30年策定の第7次保健医療計画により、横浜北部・横浜西部・横浜南部の3地域を統合して1つとしたため、令和2年は統合後の横浜地域の値を記載している。

[資料 17] 診療従事医師・歯科医師・薬剤師数の推移

区分		年	2006 平成18年		2008 平成20年		2010 平成22年		2012 平成24年	
			実数	人口10万 対	実数	人口10万 対	実数	人口10万 対	実数	人口10万 対
神奈川県	横浜北部	医師	2,109	144.7	2,377	159.5	2,549	167.9	2,511	163.5
		歯科医師	1,398	95.9	1,454	97.6	1,502	98.9	1,597	104.0
		薬剤師	1,929	132.4	2,170	145.7	2,676	176.3	2,769	180.3
	横浜西部	医師	1,723	158.7	1,826	166.0	1,987	179.1	2,099	189.6
		歯科医師	702	64.6	712	64.7	738	66.5	747	67.5
		薬剤師	1,476	135.9	1,580	143.6	1,934	174.3	1,987	179.4
	横浜南部	医師	2,313	218.3	2,482	233.8	2,707	255.1	2,817	267.2
		歯科医師	836	78.9	843	79.4	903	85.1	873	82.8
		薬剤師	1,505	142.1	1,641	154.6	1,977	186.3	2,097	198.9
	川崎北部	医師	1,275	163.9	1,350	168.3	1,436	175.1	1,529	184.4
		歯科医師	428	55.0	447	55.7	487	59.4	477	57.5
		薬剤師	1,058	136.0	1,191	148.5	1,278	155.8	1,385	167.0
	川崎南部	医師	1,179	208.9	1,305	221.9	1,314	217.0	1,361	223.2
		歯科医師	454	80.4	484	82.3	500	82.6	487	79.9
		薬剤師	938	166.2	1,045	177.7	1,129	186.5	1,153	189.1
	相模原	医師	1,477	209.9	1,573	221.8	1,624	226.3	1,628	226.2
		歯科医師	440	62.5	429	60.5	415	57.8	408	56.7
		薬剤師	1,072	152.3	1,119	157.8	1,184	165.0	1,250	173.7
	横須賀・三浦	医師	1,304	177.2	1,286	175.2	1,360	185.8	1,452	200.2
		歯科医師	745	101.3	747	101.8	749	102.3	727	100.2
		薬剤師	1,124	152.8	1,159	157.9	1,167	159.4	1,247	171.9
	湘南東部	医師	1,002	148.5	1,066	155.6	1,106	159.7	1,155	164.9
		歯科医師	466	69.1	495	72.3	487	70.3	510	72.8
		薬剤師	1,037	153.7	1,104	161.1	1,181	170.6	1,213	173.2
	湘南西部	医師	1,258	212.6	1,313	221.1	1,334	224.4	1,352	228.2
		歯科医師	385	65.1	394	66.4	405	68.1	408	68.9
		薬剤師	809	136.7	876	147.5	928	156.1	946	159.7
	県央	医師	1,007	122.0	1,037	124.5	1,017	121.3	1,070	127.0
		歯科医師	505	61.2	446	53.5	454	54.1	477	56.6
		薬剤師	1,002	121.3	1,047	125.7	1,115	133.0	1,139	135.2
	県西	医師	549	152.1	553	153.8	563	156.8	593	166.9
		歯科医師	236	65.4	255	70.9	249	69.3	261	73.5
		薬剤師	521	144.3	538	149.6	558	155.4	590	166.1
	神奈川県	医師	15,196	171.9	16,168	180.5	16,997	187.8	17,567	193.6
		歯科医師	6,595	74.6	6,706	74.9	6,889	76.1	6,972	76.9
		薬剤師	12,471	141.1	13,470	150.4	15,127	167.2	15,776	173.9
全国	医師	263,540	206.3	271,897	212.9	280,431	219.0	288,850	226.5	
	歯科医師	94,593	74.0	96,674	75.7	98,723	77.1	99,659	78.2	
	薬剤師	174,218	136.3	186,052	145.7	197,616	154.3	205,716	161.3	

区分		年	2014 平成26年		2016 平成28年		2018 平成30年		2020 令和2年	
			実数	人口10万 対	実数	人口10万 対	実数	人口10万 対	実数	人口10万 対
神奈川県	横浜※	医師	2,682	172.2	2,817	178.6	8,424	225.2	8,832	233.8
			1,534	98.5	1,569	99.5				
			3,253	208.9	3,270	207.3				
		歯科医師	2,161	195.6	2,279	206.1	3,236	86.5	3,357	88.9
			777	70.3	742	67.1				
			2,132	193.0	2,330	210.7				
		薬剤師	3,014	287.6	3,033	289.4	8,041	215.0	8,518	225.5
			932	88.9	891	85.0				
			2,155	205.6	2,224	212.2				
	川崎北部	医師	1,602	191.1	1,682	198.1	1,766	205.4	1,915	220.0
		歯科医師	497	59.3	517	60.9	515	59.9	545	62.6
		薬剤師	1,488	177.5	1,603	188.8	1,704	198.2	1,748	200.8
	川崎南部	医師	1,461	234.6	1,548	241.7	1,584	241.1	1,765	264.3
		歯科医師	513	82.4	510	79.6	541	82.4	551	82.5
		薬剤師	1,232	197.8	1,387	216.6	1,412	215.0	1,500	224.6
	相模原	医師	1,692	234.0	1,657	229.6	1,588	219.6	1,672	230.5
		歯科医師	489	67.6	471	65.3	467	64.6	487	67.1
		薬剤師	1,325	183.3	1,425	197.5	1,426	197.2	1,535	211.6
	横須賀・三浦	医師	1,498	209.0	1,570	221.0	1,585	225.8	1,663	240.5
		歯科医師	767	107.0	763	107.4	756	107.7	763	110.3
		薬剤師	1,317	183.8	1,414	199.0	1,434	204.3	1,488	215.2
	湘南東部	医師	1,186	168.2	1,225	171.4	1,334	184.9	1,394	191.6
		歯科医師	535	75.9	561	78.5	548	76.0	578	79.4
		薬剤師	1,291	183.1	1,369	191.5	1,459	202.2	1,568	215.5
	湘南西部	医師	1,366	232.2	1,264	215.6	1,443	246.6	1,499	257.6
		歯科医師	413	70.2	389	66.3	403	68.9	397	68.2
		薬剤師	1,019	173.2	1,084	184.9	1,071	183.0	1,158	199.0
	県央	医師	1,097	130.0	1,136	134.2	1,181	138.9	1,265	147.3
		歯科医師	520	61.6	459	54.2	493	58.0	515	60.0
		薬剤師	1,263	149.7	1,303	153.9	1,428	167.9	1,531	178.3
	県西	医師	590	168.0	573	166.1	587	172.1	591	175.6
		歯科医師	255	72.6	247	71.6	211	61.9	204	60.6
		薬剤師	598	170.3	631	182.9	648	190.0	672	199.7
	神奈川県	医師	18,349	201.7	18,784	205.4	19,492	212.3	20,596	223.0
		歯科医師	7,232	79.5	7,119	77.8	7,170	78.1	7,397	80.1
		薬剤師	17,073	187.6	18,040	197.3	18,623	202.9	19,718	213.5
全国	医師	296,845	233.6	304,759	240.1	311,963	246.7	323,700	256.6	
	歯科医師	100,965	79.4	101,551	80.0	101,777	80.5	104,118	82.5	
	薬剤師	216,077	170.0	230,186	181.3	240,371	190.1	250,585	198.6	

(出典) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」
総務省「平成30年10月1日参考表5都道府県、男女別人口の計算表(総人口)」
総務省「令和2年国勢調査人口等基本集計」
神奈川県「人口統計調査結果」

※ 横浜医療圏は平成30年策定の第7次保健医療計画により、横浜北部・横浜西部・横浜南部の3地域を統合して1つとしたため、令和2年は統合後の横浜地域の値を記載している。

〔資料18〕 病院の就業保健師・助産師・看護師・准看護師数の推移

区分	2006 平成18年		2008 平成20年		2010 平成22年		2012 平成24年	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
保健師	73	0.8	271	3.0	86	1.0	69	0.8
助産師	1,036	11.7	1,163	13.0	1,209	13.4	1,375	15.2
看護師	31,576	357.3	34,576	386.0	37,097	410.0	40,346	444.7
准看護師	6,515	73.7	6,626	74.0	5,857	64.7	5,225	57.6

区分	2014 平成26年		2016 平成28年		2018 平成30年		2020 令和2年	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
保健師	59	0.6	96	1.0	72	0.8	197	2.1
助産師	1,370	15.1	1,399	15.3	1,409	15.3	1,406	15.2
看護師	42,774	470.1	44,890	490.8	47,264	514.9	48,609	526.2
准看護師	4,734	52.0	4,136	45.2	3,594	39.2	3,173	34.3

(出典) 厚生労働省「衛生行政報告例」
神奈川県「人口統計調査結果」

〔資料19〕 病院・診療所の従事理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、衛生検査技師数の推移

区分	1999 平成11年		2002 平成14年		2005 平成17年		2008 平成20年	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対	実数	人口10万対
理学療法士(P T)	989	11.7	1,159	13.6	1,461	16.8	2,041	22.8
作業療法士(O T)	436	5.2	582	6.8	773	8.9	1,102	12.3
診療放射線技師	2,410	28.6	2,316	6.9	2,449	28.2	2,549	28.5
臨床検査技師 衛生検査技師	3,232	38.3	3,197	7.0	3,351	38.6	3,642	40.7

区分	2011 平成23年		2014 平成26年		2017 平成29年 *1,*2		2020 令和2年 *1,*2	
	実数	人口10万対	実数	人口10万対	従事者数(常勤換算)	従事者数(常勤換算)		
理学療法士(P T)	2,731	30.1	3,420	37.6	4154.4		4989.8	
作業療法士(O T)	1,486	16.4	1,794	19.7	2060.8		2384.3	
診療放射線技師	2,752	30.4	2,904	31.9	3161.7		3188.1	
臨床検査技師 衛生検査技師	3,908	43.1	4,081	44.9	4303.1		4313.2	

(出典) 神奈川県「衛生統計年報」
厚生労働省「医療施設調査」

※1 平成29年以降のデータについて、神奈川県衛生統計年報で集計を終了していたため、常勤換算した従事者数を記載。
 ※2 常勤換算とは、従事者について、医療施設の通常の1週間分の勤務時間で考えたときに、その職務の人が何人いるかを表している。
 常勤換算 = 従事者の1週間の勤務時間(残業は除く) ÷ 医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間

[資料 20] 保健福祉事務所（保健所）

二次保健医療圏	保健福祉事務所（保健所）	所在地	電話番号	所管区域
横浜	横浜市保健所	横浜市中区本町6-50-10	045-671-4182	横浜市全域
	鶴見福祉保健センター	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1818	鶴見区
	神奈川福祉保健センター	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7171	神奈川区
	港北福祉保健センター	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2323	港北区
	緑福祉保健センター	横浜市緑区寺山町118	045-930-2323	緑区
	青葉福祉保健センター	横浜市青葉区市ケ尾町31-4	045-978-2323	青葉区
	都筑福祉保健センター	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2323	都筑区
	西福祉保健センター	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8484	西区
	保土ヶ谷福祉保健センター	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6262	保土ヶ谷区
	旭福祉保健センター	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6161	旭区
	戸塚福祉保健センター	横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8484	戸塚区
	泉福祉保健センター	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2323	泉区
	瀬谷福祉保健センター	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5656	瀬谷区
	中福祉保健センター	横浜市中区日本大通35	045-224-8181	中区
	南福祉保健センター	横浜市南区浦舟町2-33	045-341-1212	南区
	港南福祉保健センター	横浜市港南区港南4-2-10	045-847-8484	港南区
	磯子福祉保健センター	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2323	磯子区
	金沢福祉保健センター	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7878	金沢区
	栄福祉保健センター	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8181	栄区
	川崎北部	高津区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	川崎市高津区下作延274-2	044-861-3113
宮前区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）		川崎市宮前区宮前平2-20-5	044-856-3113	宮前区
多摩区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）		川崎市多摩区登戸1775-1	044-935-3113	多摩区
麻生区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）		川崎市麻生区万福寺1-5-1	044-965-5100	麻生区
川崎南部	川崎区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	川崎市川崎区東田町8	044-201-3113	川崎区
	幸区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	川崎市幸区戸手本町1-11-1	044-556-6666	幸区
	中原区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3113	中原区
	川崎市保健所	川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2427	川崎市全域
横須賀・三浦	横須賀市保健所	横須賀市西逸見町1-38-11	046-845-6759	横須賀市
	鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900	鎌倉市、逗子市、三浦郡
	三崎センター	三浦市三崎町六合32	046-882-6811	三浦市
湘南東部	藤沢市保健所	藤沢市鶴沼2131-1	0466-25-1111	藤沢市
	茅ヶ崎市保健所	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-85-1171	茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚保健福祉事務所	平塚市豊原町6-21	0463-32-0130	平塚市、大磯町、二宮町
	秦野センター	秦野市曾屋2-9-9	0463-82-1428	秦野市、伊勢原市
県央	厚木保健福祉事務所	厚木市水引2-3-1	046-224-1111	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
	大和センター	大和市中央1-5-26	046-261-2948	大和市、綾瀬市
相模原	相模原市保健所	相模原市富士見6-1-1	042-754-1111	相模原市
県西	小田原保健福祉事務所	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000	小田原市、足柄下郡
	足柄上センター	足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465-83-5111	南足柄市、足柄上郡

※ 横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、茅ヶ崎市の保健所は市が設置している。

[資料 21] 市町村保健センター

	名 称	住 所	電話番号
横須賀市	横須賀市中央健康福祉センター	横須賀市西逸見町1-38-11	046-824-7632
	横須賀市北健康福祉センター	横須賀市船越町6-77	046-861-4118
	横須賀市南健康福祉センター	横須賀市久里浜6-14-2	046-836-1511
	横須賀市西健康福祉センター	横須賀市長坂1-2-2	046-856-0719
藤沢市	藤沢市北保健センター	藤沢市大庭5527-1	0466-50-8215
	藤沢市保健医療センター	藤沢市大庭5527-1	0466-88-7300
	藤沢市南保健センター	藤沢市鶴沼2131-1	0466-50-3522
相模原市	相模原市中央保健センター	相模原市中央区富士見6-1-1	042-769-8233
	相模原市南保健センター	相模原市南区相模大野6-22-1	042-701-7708
	相模原市緑保健センター	相模原市緑区西橋本5-3-21	042-775-8816
	相模原市津久井保健センター	相模原市緑区中野613-2	042-780-1414
平塚市	平塚市保健センター	平塚市東豊田448-3	0463-55-2111
小田原市	小田原市保健センター	小田原市酒匂2-32-16	0465-47-0828
逗子市	逗子市保健センター	逗子市池子字棧敷戸1892-6	046-873-8333
秦野市	秦野市保健福祉センター	秦野市緑町16-3	0463-84-5511
厚木市	厚木市保健福祉センター	厚木市中町1-4-1	046-225-2201
大和市	大和市保健福祉センター	大和市鶴間1-31-7	046-260-5685
海老名市	海老名市保健相談センター	海老名市中新田377	046-235-7880
座間市	座間市立市民健康センター	座間市緑ヶ丘1-1-3	046-251-6822
南足柄市	南足柄市保健医療福祉センター	南足柄市広町48-1	0465-74-2517
綾瀬市	綾瀬市保健福祉プラザ	綾瀬市深谷中4-7-10	0467-77-1133
葉山町	葉山町保健センター	葉山町一色1503-2	046-875-1275
寒川町	寒川町健康管理センター	寒川町宮山401	0467-74-7621
大磯町	大磯町保健センター	大磯町東小磯191	0463-61-4100
二宮町	二宮町保健センター	二宮町二宮1410	0463-71-7100
中井町	中井町保健福祉センター	中井町比奈窪104-1	0465-81-5548
大井町	大井町保健福祉センター	大井町金子1964-1	0465-83-8011
松田町	松田町健康福祉センター	松田町松田惣領17-2	0465-84-1195
山北町	山北町健康福祉センター	山北町山北1971-2	0465-75-0822
開成町	開成町保健センター	開成町延沢773	0465-84-0327
箱根町	箱根町総合保健福祉センター	箱根町宮城野881-1	0460-85-0800
湯河原町	湯河原町保健センター	湯河原町中央2-1-3	0465-63-2111
愛川町	愛川町健康プラザ	愛川町角田257-1	046-285-2111
清川村	清川村保健福祉センターやまびこ館	清川村煤ヶ谷2216	046-288-3861

※ 真鶴町保健センターは、H25.3.31に廃止。

[資料 22] 休日（夜間）急患診療所（医科）

診療所名		所在地	電話番号	診療科目
横浜市	横浜市夜間急病センター (横浜市救急医療センター)	横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内	045-212-3535	内・小・眼・耳
	鶴見区休日急患診療所	横浜市鶴見区鶴見中央3-4-22	045-503-3851	内・小
	神奈川区休日急患診療所	横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川3階	045-317-5474	内・小
	西区休日急患診療所	横浜市西区中央1-15-18	045-322-5715	内・小
	中区休日急患診療所	横浜市中区本牧町2-353	045-622-6372	内・小
	南区休日急患診療所	横浜市南区宿町4-76-1	045-711-7000	内・小
	保土ヶ谷区休日急患診療所	横浜市保土ヶ谷区天王町1-21	045-335-5975	内・小
	磯子区休日急患診療所	横浜市磯子区1-3-13	045-753-6011	内・小
	金沢区休日急患診療所	横浜市金沢区金沢町48	045-782-8785	内・小
	港北区休日急患診療所	横浜市港北区菊名7-8-27	045-433-2311	内・小
	戸塚区休日急患診療所	横浜市戸塚区戸塚町4141-1	045-861-3335	内・小
	港南区休日急患診療所	横浜市港南区港南中央通7-29	045-842-8806	内・小
	旭区休日急患診療所	横浜市旭区二俣川1-88-16	045-363-2020	内・小
	緑区休日急患診療所	横浜市緑区中山3-16-2	045-937-2300	内・小
	瀬谷区休日急患診療所	横浜市瀬谷区二ツ橋町489-46	045-360-8666	内・小
	栄区休日急患診療所	横浜市栄区公田町635 (建替え工事中の仮移転先：横浜市栄区桂町301)	045-893-2999	内・小
	泉区休日急患診療所 (横浜市南西部夜間急病センター)	横浜市泉区和泉中央北5-1-5	045-806-0921 (045-806-0921)	内・小
	青葉区休日急患診療所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-21	045-973-2707	内・小
	都筑区休日急患診療所 (横浜市北部夜間急病センター)	横浜市都筑区牛久保西1-23-4	045-911-0088 (同上)	内・小
	川崎市	川崎休日急患診療所	川崎市川崎区富士見1-1-1	044-211-6555
南部小児急病センター		川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院内	044-233-5521	小児科
幸休日急患診療所		川崎市幸区戸手2-12-12	044-555-0885	内・小
中原休日急患診療所		川崎市中原区小杉町3-26-7	044-722-7870	内・小
中部小児急病センター		川崎市中原区小杉町1-383 日本医科大学武蔵小杉病院内	044-733-5181	小児科
高津休日急患診療所		川崎市高津区溝口5-15-5	044-811-9300	内・小
多摩休日夜間急患診療所 (北部小児急病センター)		川崎市多摩区登戸1775-1	044-933-1120	内・小
宮前休日急患診療所		川崎市宮前区東有馬2-13-3	044-853-2133	内・小
麻生休日急患診療所		川崎市麻生区万福寺1-5-3	044-966-2133	内・小
相模原市	相模原西メディカルセンター 急病診療所	相模原市緑区中野1681-1	042-784-5199	内・小
	相模原中央メディカルセンター 急病診療所	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら1階	042-756-1700	内・小・外 (外の夜間は一日おき)
	相模原南メディカルセンター 急病診療所	相模原市南区相模大野4-4-1 相模女子大学グリーンホール1階	042-749-2101	内・外 (外の夜間は一日おき、小・眼・耳鼻・産婦は休日のみ)
横須賀市救急医療センター	横須賀市新港町1-11	046-824-3001	内・小・外	
平塚市休日・夜間急患診療所	平塚市東豊田448-3	0463-55-2145	内・小・外 (眼科・耳鼻咽喉科は原則第2・4日曜日昼間のみ)	
鎌倉市医師会休日夜間急患診療所	鎌倉市材木座3-5-35	0467-22-7888	内・小	
藤沢市南休日・夜間急病診療所	藤沢市片瀬339-1 藤沢市医師会館内	0466-23-5000	内・小	
藤沢市北休日・夜間急病診療所	藤沢市大庭5527-1 藤沢市保健医療センター内	0466-88-7301	内・小・耳 (耳鼻科は当番日のみ)	
小田原市休日夜間急患診療所	小田原市酒匂2-32-16 小田原市保健センター内	0465-47-0823	内・小 (耳鼻・眼は休日のみ)	

診療所名	所在地	電話番号	診療科目
茅ヶ崎市休日・夜間急患診療所	茅ヶ崎市茅ヶ崎3-4-23	0467-38-7532	内・小・外
逗葉地域医療センター休日・夜間急患診療所	逗子市池子字棧敷戸1892-6	046-873-7752	内・小・外
秦野市休日夜間急患診療所	秦野市曾屋11	0463-81-5019	内・小・外
厚木市休日夜間急患診療所	厚木市水引1-16-45	046-297-5199	内・小・耳 (耳鼻科は年14 日程、耳鼻科救 急当番日のみ診 療)
大和市地域医療センター 休日夜間急患診療所	大和市鶴間1-28-5	046-263-6800	内・小
伊勢原市休日夜間急患診療所	伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ 2階	0463-93-5019	内・小・外
海老名市急患診療所	海老名市さつき町41 海老名市医療センター内	046-231-1912	内
座間市休日急患センター (座間・綾瀬・海老名小児救急センター)	座間市緑ヶ丘1-1-3 座間市立市民健康センター内	046-252-9090 (046-255-9933)	内・小 (外は休 日のみ)
綾瀬休日診療所	綾瀬市深谷中4-7-10 綾瀬市保健福祉プラザ内	0467-77-5315	内・小
足柄上地区休日急患診療所	足柄上郡開成町吉田島580	0465-83-1800	内・小

〔資料 23〕 休日（夜間）急患診療所（歯科）

診療所名	所在地	電話番号	診療科目	
横浜市	横浜市歯科保健医療センター	横浜市中区相生町6-107	045-201-7737	歯
	金沢区三師会立休日救急診療所	横浜市金沢区金沢町48 金沢区三師会館内	045-782-8785	歯
川崎市	川崎市歯科医師会館診療所 ※	川崎市川崎区砂子2-10-10 川崎市歯科医師会館内	044-819-4494	歯
	川崎市中原歯科保健センター	川崎市中原区小杉町2-288-4	044-733-1248	歯
	川崎市百合丘歯科保健センター	川崎市麻生区高石4-15-5	044-966-2261	歯
相模原口腔保健センター休日急患歯科診療所	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら内	042-756-1501	歯	
横須賀口腔衛生センター休日急患障がい者歯科診療所	横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ内	046-823-0062	歯	
平塚市休日急患障がい者歯科診療所	平塚市東豊田448-3 平塚市保健センター内	0463-55-2176	歯	
鎌倉市口腔保健センター	鎌倉市台2-8-1 台在宅福祉サービスセンター内	0467-47-8119	歯	
藤沢市南休日急患歯科診療所	藤沢市鶴沼石上2-10-6 藤沢市口腔保健センター内	0466-26-3310	歯	
小田原市休日急患歯科診療所	小田原市酒匂2-32-16 小田原市保健センター内	0465-47-0825	歯	
茅ヶ崎市休日急患歯科診療所	茅ヶ崎市茅ヶ崎3-4-23 茅ヶ崎市地域医療センター内	0467-38-8667	歯	
逗葉地域医療センター歯科診療室	逗子市池子字棧敷戸1892-6	046-873-2368	歯	
秦野市歯科休日急患診療所	秦野市今川町1-3 秦野駅前農協ビル内	0463-83-3120	歯	
厚木市歯科保健センター	厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター内	046-224-6081	歯	
大和休日歯科診療所	大和市深見西2-1-25 大和歯科医師会館内	046-263-4107	歯	
伊勢原市休日歯科診療所	伊勢原市伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ内	0463-95-3121	歯	
海老名市休日歯科診療室	海老名市さつき町41 海老名市医療センター内	046-231-1939	歯	
座間市休日歯科急患センター	座間市緑ヶ丘1-1-3 座間市民健康センター内	046-252-8217	歯	
綾瀬休日歯科診療所	綾瀬市深谷中4-7-10 綾瀬市保健福祉プラザ内	0467-79-1818	歯	

※ 川崎市歯科医師会館診療所については、2023年4月1日～2025年3月31日まで建て替えのため休診。住所、電話番号は上記表のとおりになる予定。

〔資料 24〕 院外処方せん枚数、処方せん受取率の推移

区分	処方せん枚数（万枚）※		処方せん受取率（％）	
	神奈川県	全国	神奈川県	全国
2012 平成24年度	5,836	75,887	78.8	66.1
2013 平成25年度	5,834	76,303	79.0	67.0
2014 平成26年度	5,890	77,558	79.6	68.7
2015 平成27年度	5,996	78,818	80.5	70.0
2016 平成28年度	6,069	79,929	81.8	71.7
2017 平成29年度	6,107	80,385	82.5	72.8
2018 平成30年度	6,208	81,228	83.5	74.0
2019 令和元年度	6,250	81,802	84.2	74.9
2020 令和2年度	5,518	73,115	84.8	75.7
2021 令和3年度	5,898	77,143	83.1	75.3
2022 令和4年度	6,143	79,987	84.3	76.6

（出典）日本薬剤師会「医薬分業進捗状況」

※ 処方せん枚数は、1万未満については切り捨て。

〔資料 25〕 小児科を標榜する医療機関数の推移

区分		年	1993	1996	1999	2002	2005	2008	2011	2014	2017	2020
		平成5年	平成8年	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年	
神奈川県	病院数	179	176	153	140	127	114	111	110	109	102	
	診療所数	1,543	1,519	1,492	1,498	1,495	1,361	1,219	1,265	1,160	1,166	
全国	病院数	4,025	3,844	3,528	3,359	3,154	2,905	2,745	2,656	2,592	2,523	
	診療所数	27,370	27,095	26,788	25,862	25,318	22,503	19,994	20,872	19,647	18,798	

（出典）厚生労働省「医療施設調査・病院報告」

〔資料 26〕 精神科救急の通報件数等件数及び精神保健診察件数の推移

区分	要措置	措置不要	医療不要	診療不要	通報件数
2015 平成27年度	744	188	12	772	1,719
2016 平成28年度	939	268	16	739	1,957
2017 平成29年度	1,049	309	20	712	2,092
2018 平成30年度	991	273	8	860	2,141
2019 令和元年度	924	258	12	953	2,144
2020 令和2年度	998	260	19	864	2,135
2021 令和3年度	936	263	5	1,059	2,262
2022 令和4年度	874	190	7	1,037	2,110

（出典）県がん・疾病対策課調べ

医療法（抜粋）

第二節 医療計画

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県において達成すべき第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項

二 第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三 医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

四 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

五 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項（ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。）

イ 救急医療

ロ 災害時における医療

ハ へき地の医療

ニ 周産期医療

ホ 小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六 居宅等における医療の確保に関する事項

七 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項

イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）

ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

八 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

十 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

イ 第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ニ ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

十二 医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項

十三 医療の安全の確保に関する事項

十四 主として病院の病床（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

十五 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

十六 第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

十七 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項

3 医療計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 地域医療支援病院の整備の目標その他医療提供施設の機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、医療提供体制の確保に関し必要な事項

- 4 都道府県は、第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。
 - 一 医療連携体制の構築の具体的な方策について、第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病又は同項第五号イからへまでに掲げる医療若しくは居宅等における医療ごとに定めること。
 - 二 医療連携体制の構築の内容が、患者が退院後においても継続的に適切な医療を受けることができることを確保するものであること。
 - 三 医療連携体制の構築の内容が、医療提供施設及び居宅等において提供される保健医療サービスと福祉サービスとの連携を含むものであること。
 - 四 医療連携体制が、医療従事者、介護保険法に規定する介護サービス事業者、住民その他の地域の関係者による協議を経て構築されること。
 - 5 都道府県は、地域医療構想に関する事項を定めるに当たっては、第三十条の十三第一項の規定による報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならない。
 - 6 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が少ないと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。
 - 7 都道府県は、第二項第十一号に掲げる事項を定めるに当たっては、提供される医療の種別として厚生労働省令で定めるものごとに、同号ロに規定する指標に関し厚生労働省令で定める基準に従い、医師の数が多いと認められる同項第十四号に規定する区域を定めることができる。
 - 8 第二項第十四号及び第十五号に規定する区域の設定並びに同項第十七号に規定する基準病床数に関する基準（療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する基準にあつては、それぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数を基にした基準）は、厚生労働省令で定める。
 - 9 都道府県は、第二項第十七号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。
 - 10 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたことその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。
 - 11 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。
 - 12 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、地域医療連携推進法人の参加法人（第七十条第一項に規定する参加法人をいう。）から病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合において、当該申請が当該医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要なものであることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると認めるときは、当該申請に係る当該医療計画において定められた第二項第十七号に規定する基準病床数に政令で定めるところにより算定した数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。
 - 13 都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。
 - 14 都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るよう努めなければならない。
 - 15 都道府県は、医療計画を作成するに当たって、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。
 - 16 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
 - 17 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村（救急業務を処理する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百五十七条の二第一項の保険者協議会の意見を聴かなければならない。
 - 18 都道府県は、医療計画を定め、又は第三十条の六の規定により医療計画を変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。
- 第三十条の五 都道府県は、医療計画を作成し、又は医療計画に基づく事業を実施するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者

- (第三十条の十四第一項及び第三十条の十八の四第一項において「医療保険者」という。)又は医療提供施設の開設者若しくは管理者に対し、当該都道府県の区域内における医療提供施設の機能に関する情報その他の必要な情報の提供を求めることができる。
- 第三十条の六 都道府県は、三年ごとに第三十条の四第二項第六号及び第十一号に掲げる事項並びに次の各号に掲げる事項のうち同項第六号及び第十一号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項に関するもの(次項において「特定事項」という。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。
- 一 第三十条の四第二項各号(第六号及び第十一号を除く。)に掲げる事項
 - 二 医療計画に第三十条の四第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項
- 2 都道府県は、六年ごとに前項各号に掲げる事項(特定事項を除く。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の医療計画を変更するものとする。
- 第三十条の七 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとする。
- 2 医療提供施設のうち次の各号に掲げるものの開設者及び管理者は、前項の必要な協力をするに際しては、良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、他の医療提供施設との業務の連携を図りつつ、それぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。
 - 一 病院 病床の機能に応じ、地域における病床の機能の分化及び連携の推進に協力し、地域において必要な医療を確保すること。
 - 二 病床を有する診療所 その提供する医療の内容に応じ、患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる医療の提供その他の地域において必要な医療を確保すること。
 - イ 病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。
 - ロ 居宅等において必要な医療を提供すること。
 - ハ 患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。
- 3 病院又は診療所の管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、居宅等において医療を提供し、又は福祉サービスとの連携を図りつつ、居宅等における医療の提供に関し必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師又は薬剤師の診療、研究又は研修のために利用させるように努めるものとする。
- 第三十条の八 厚生労働大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的事項について、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。
- 第三十条の九 国は、医療計画の達成を推進するため、都道府県に対し、予算の範囲内で、医療計画に基づく事業に要する費用の一部を補助することができる。
- 第三十条の十 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備、地域における病床の機能の分化及び連携の推進、医師の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。
- 第三十条の十一 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。
- 第三十条の十二 第七条の二第三項から第五項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院(療養病床又は一般病床を有するものに限る。)又は診療所(第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。)について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「要請する」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。
- 2 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による要請を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた病院又は診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三節 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

第三十条の十三 病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）
 - 二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）
 - 三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 病床機能報告対象病院等の管理者は、前項の規定により報告した基準日後病床機能について変更が生じたと認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病床機能報告対象病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項及び第三十条の十八の四第三項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の十八の四第一項及び第二項並びに第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。
- 2 関係者は、前項の規定に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において関係者間の協議が調つた事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。
- 3 第七条第五項に規定する申請をした者は、当該申請に係る病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更に関して、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため、協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 第三十条の十五 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないとき、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。
- 3 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる。
- 5 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう努めなければならない。
- 6 都道府県知事は、第二項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当

該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

第三十条の十六 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、構想区域等における病床機能報告対象病院等（第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床の機能区分のうち、当該構想区域等に係る構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第七条の二第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「指示する」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

第三十条の十七 都道府県知事は、第三十条の十五第七項において読み替えて準用する同条第六項又は前条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による要請を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていないと認めるときは、当該病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三十条の十八 都道府県知事は、第三十条の十五第六項の規定による命令、第三十条の十六第一項の規定による指示又は前条の規定による勧告をした場合において、当該命令、指示又は勧告を受けた病床機能報告対象病院等の開設者又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

医療法施行規則（抜粋）

第四章の二 医療計画

（法第三十条の四第二項第四号の厚生労働省令で定める疾病）

第三十条の二十八 法第三十条の四第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める疾病は、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患とする。

（法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準）

第三十条の二十八の二 法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十四号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

（将来の病床数の必要量の算定）

第三十条の二十八の三 構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

2 都道府県知事は、法第三十条の四第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域（厚生労働大臣が認めるものに限る。）における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。

（法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項）

第三十条の二十八の四 法第三十条の四第二項第七号ロの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 構想区域における将来の居宅等（法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。別表第七において同じ。）における医療の必要量

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

（医師の数に関する指標の算定方法）

第三十条の二十八の五 法第三十条の四第二項第十一号ロの厚生労働省令で定める方法は、同項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

第三十条の二十八の六 法第三十条の四第二項第十一号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十五号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

(特殊な医療)

第三十条の二十八の七 法第三十条の四第二項第十五号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 先進的な技術を必要とするもの
- 二 特殊な医療機器の使用を必要とするもの
- 三 発生頻度が低い疾病に関するもの
- 四 救急医療であつて特に専門性の高いもの

(法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるもの)

第三十条の二十八の八 法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 提供される医療の全体
- 二 診療科

(医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準)

第三十条の二十八の九 法第三十条の四第六項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値が、全国と同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国と同号に規定する区域の総数を三で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であることとする。

(法第三十条の四第七項の厚生労働省令で定めるもの)

第三十条の二十八の十 法第三十条の四第七項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 提供される医療の全体
- 二 診療科

(医師の数が多いと認められる区域の設定に関する基準)

第三十条の二十八の十一 法第三十条の四第七項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号ロに規定する指標の値が、全国と同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国と同号に規定する区域の総数を三で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以上であることとする。

(区域の設定に関する基準)

第三十条の二十九 法第三十条の四第八項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療(第三十条の二十八の七に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。)を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。
- 二 法第三十条の四第二項第十五号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

(基準病床数の算定)

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数(以下「基準病床数」という。)は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

- 一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第七の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数に都道府県内対応見込患者数(当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院及び診療所の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数を上限として、当該都道府県の区域において医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が他の関係都道府県の知事に協議して定める数をいう。以下同じ。)を加えた数から、都道府県外対応見込患者数(当該都道府県の区域に所在する病院及び診療所の入院患者のうち当該都道府県の区域以外の区域に住所を有する者の数を上限として、当該都道府県の区域以外において医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が他の関係都道府県の知事に協議して定める数をいう。以下同じ。)を減じた数を超えないものとする。
- 二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第七の三の項に掲げる式により算定した数

- 三 結核病床 都道府県の区域ごとに結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要なものとして都道府県知事が定める数
- 四 感染症病床 都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第二項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数
- 第三十条の三十一 令第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。
- 一 高度の医療を提供する能力を有する病院が集中すること。
 - 二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。
- 2 令第五条の二第二項に規定する算定基準によらないこととする場合の基準病床数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
- 一 令第五条の二第一項第一号及び第二号の場合 前条の規定により算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数
 - 二 前項の場合 厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数
（特定の病床等に係る特例）
- 第三十条の三十二 令第五条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。
- 一 山間地、離島等の交通条件に恵まれない地域において病院の病床又は診療所の療養病床の確保が必要になること。
 - 二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。
- 第三十条の三十二の二 法第三十条の四第十一項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。
- 一 専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所の病床並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床（高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している地域における高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床に限る。）
 - 二 専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - 三 専ら周産期疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - 四 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の当該機能（発達障害児の早期リハビリテーションその他の特殊なりハビリテーションに係るものに限る。）に係る病床
 - 五 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - 六 アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患その他厚生労働大臣の定める疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院の当該機能に係る病床
 - 七 神経難病にり患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - 八 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - 九 病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - 十 後天性免疫不全症候群に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - 十一 新興感染症又は再興感染症に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院の当該機能に係る病床
 - 十二 削除
 - 十三 治験を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - 十四 診療所の病床（平成十年三月三十一日に現に存する病床（同日までに行われた診療所の開設の許可若しくは診療所の病床数の変更の許可の申請に係る病床又は同日までに建築基準法第六条第一項の規定により行われた確認の申請に係る診療所の病床を含む。）に限る。）を転換して設けられた療養病床
- 2 前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規

定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第十一項の規定の適用があるものとする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行つた参加法人（法第七十条第一項に規定する参加法人をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の十八において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。
- 二 当該申請を行つた参加法人を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。
- 三 当該申請を行つた参加法人を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人が開設する病院及び診療所の病床の数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。
- 四 当該申請が、あらかじめ、当該申請を行つた参加法人を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第七十条の三第一項第十六号に規定する地域医療連携推進評議会（以下単に「地域医療連携推進評議会」という。）の意見を聴いた上で、行われているものであること。

（法第三十条の六第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十二の四 法第三十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第三十条の四第二項第十号に掲げる事項とする。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、 $\circ \cdot \circ$ 五以下であるときは \circ ）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数／当該病床の利用者の数

- 二 放射線治療病室の病床については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
- 三 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。
- 四 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設

置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前又は命令等をしようとする日直前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前又は当該命令等をしようとする日直前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

- 3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床の数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して都道府県知事が推定する数によるものとする。

第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

(病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二 法第三十条の十三第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 高度急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の特に高い医療を提供するもの
- 二 急性期機能 急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの（前号に該当するものを除く。）
- 三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）
- 四 慢性期機能 長期にわたり療養が必要な患者（長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。）を入院させるもの

(法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日)

第三十条の三十三の三 法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六及び第三十条の三十三の九において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

(法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)

第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。

(法第三十条の十三第一項第四号の厚生労働省令で定める報告事項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十三第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(病床機能報告の方法)

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から十一月三十日までの間に行うものとする。

- 一 ファイル等に記録する方法
- 二 レセプト情報による方法

- 2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

ハ 書面を交付する方法

- 3 第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。）をいう。

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十三第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

- 2 法第三十条の十三第二項の規定による報告は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が定める方法により行うものとする。
 (病床機能報告の公表)
- 第三十条の三十三の八 都道府県知事は、法第三十条の十三第四項の規定により、同条第一項及び第二項の規定により報告された事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
 (法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等)
- 第三十条の三十三の九 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。
- 2 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由及び当該基準日後病床機能の具体的な内容とする。
- 3 法第三十条の十五第四項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。
- 一 法第三十条の十五第二項の協議の場における協議が調わないとき。
- 二 法第三十条の十五第二項の規定により都道府県知事から求めがあつた報告病院等の開設者又は管理者が同項の協議の場に参加しないことその他の理由により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認められるとき。
 (法第三十条の十六第一項の厚生労働省令で定めるとき)
- 第三十条の三十三の十 法第三十条の十六第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。
- 一 法第三十条の十四第一項に規定する協議の場（以下この条において「協議の場」という。）における協議が調わないとき。
- 二 法第三十条の十四第一項に規定する関係者（次号において「関係者」という。）が協議の場に参加しないことその他の理由により協議の場における協議を行うことが困難であると認められるとき。
- 三 関係者が協議の場において関係者間の協議が調つた事項を履行しないとき。
 (外来機能報告の方法)
- 第三十条の三十三の十一 外来機能報告対象病院等の管理者が法第三十条の十八の二第一項の規定に基づいて行う報告及び無床診療所の管理者が法第三十条の十八の三第一項の規定に基づいて行う報告（次項において「外来機能報告」という。）は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から十一月三十日までの間に行うものとする。
- 一 ファイル等に記録する方法
- 二 レセプト情報による方法
- 2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて外来機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この条において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。
- イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- ハ 書面を交付する方法
- 3 第一項第二号の「レセプト情報による方法」とは、受託者を経由する方法（この場合における受託者への報告は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第五条第一項に規定するレセプトコンピュータに記録されている情報について、同令第一条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条第三項の規定による方法を活用して行われるものとする。）をいう。
 (法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療)
- 第三十条の三十三の十二 法第三十条の十八の二第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める外来医療は、その提供に当たつて医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療その他の厚生労働大臣が定める外来医療とする。
 (法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号の厚生労働省令で定める事項)
- 第三十条の三十三の十三 法第三十条の十八の二第一項第三号及び法第三十条の十八の三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該外来機能報告対象病院等又は当該無床診療所による地域における外来医療（前条に規定する外来医療を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項とする。
 (外来機能報告の公表)
- 第三十条の三十三の十四 都道府県知事は、法第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の三第二項の規定により準用する法第三十条の十三第四項の規定により、法第三十条の十八の二

第一項及び第三十条の十八の三第一項の規定により報告された事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

別表第六（第三十条の二十八の三関係）

項	式
一	$(\Sigma AB + C1 - D1) / E$
二	$(\Sigma AB + C2 - D2) / E$
	<p>備考 この表における式において、A、B、C₁、C₂、D₁、D₂、Eは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>A 当該構想区域の性別及び年齢階級別の平成三十七年における推計人口 B 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数</p> <p>一 高度急性期機能 病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法第七十六条第二項（同法第四百九条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率</p> <p>二 急性期機能 病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率</p> <p>三 回復期機能 病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が二百二十五点以上六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率</p> <p>四 慢性期機能 病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者を除く。以下「慢性期入院患者」という。）のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数にイに掲げる範囲内で都道府県知事が定める数（イ（1）に規定する慢性期総入院受療率がイ（1）に規定する全国最小値よりも小さい構想区域にあつては、一。以下「補正率」という。）を乗じて得た数に障害その他の疾患を有する入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を加えて得た数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。ただし、当該構想区域がロに掲げる要件に該当するときは、当該構想区域の慢性期機能の平成三十七年における病床数の必要量を平成四十二年までに達成すればよいものとし、都道府県知事は、当該達成の期間の延長に応じた補正率を定めることができる。</p> <p>イ 次の（1）に掲げる数以上（2）に掲げる数以下</p> <p>（1） 慢性期総入院受療率（慢性期入院患者のうち当該都道府県の区域又は当該構想区域に住所を有する者の数を（i）に掲げる数で除して得た数に（i i）に掲げる数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が最小である都道府県の当該慢性期総入院受療率（以下「全国最小値」という。）を当該構想区域の慢性期総入院受療率で除して得た数</p> <p>（i） 当該都道府県の区域又は当該構想区域の性別及び年齢階級別人口に全国の慢性期入院患者に係る性別及び年齢階級別入院受療率を乗じて得た数の合計数</p> <p>（i i） 全国の慢性期入院患者の数を全国の人口で除して得た数</p> <p>（2） （i）に掲げる数に（i i）に掲げる数を乗じて得た数に全国最小値を加えて得た数を当該構想区域の慢性期総入院受療率で除して得た数</p> <p>（i） 当該構想区域の慢性期総入院受療率と全国最小値の差</p> <p>（i i） 都道府県における慢性期総入院受療率の全国中央値と全国最小値の差を慢性期総入院受療率が最大である都道府県の当該慢性期総入院受療率と全国最小値の差で除して得た数</p> <p>ロ 当該構想区域が次のいずれにも該当するものであること</p> <p>（1） 当該構想区域の慢性期病床減少率（慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数（以下「慢性期病床数」という。）からイ（2）に掲げる数により算定した平成三十七年における慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数をいう。）が厚生労働大</p>

<p>臣が認める基準を上回ること</p> <p>(2) 当該構想区域における全ての世帯数に占める当該構想区域における高齢者の単身の世帯数の割合が全国平均のそれを上回ること</p> <p>C 1 当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数</p> <p>C 2 当該構想区域において他の都道府県の区域内に所在する構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数</p> <p>D 1 当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数</p> <p>D 2 当該構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち他の都道府県の区域内に所在する構想区域において当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が当該他の都道府県の知事に協議して定める数</p> <p>E 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数</p> <p>一 高度急性期機能 0.75</p> <p>二 急性期機能 0.78</p> <p>三 回復期機能 0.9</p> <p>四 慢性期機能 0.92</p>

別表第七（第三十条の三十関係）

項	式
一	$(\Sigma A 1 B 1 - G + C 1 - D 1 / E 1) + (\Sigma A 1 B 2 \times F + C 2 - D 2 / E 2) + H - I$
二	$(\Sigma A 1 B 1 - G / E 1) + (\Sigma A 1 B 2 \times F / E 2)$
三	$(\Sigma A 2 B 3 + \Sigma A 2 B 4 + \Sigma A 2 B 5 \alpha \beta + \Sigma A 2 B 6 \gamma + C 3 - D 3) / E 3$
	<p>備考</p> <p>この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>A 1 当該区域の性別及び年齢階級別人口</p> <p>A 2 当該都道府県の性別及び年齢階級別の厚生労働大臣が定める時点における推計人口</p> <p>B 1 厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率を上限として、当該区域において長期療養に係る医療を必要とする者の数等を勘案して都道府県知事が定める率</p> <p>B 2 厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック（厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。Fにおいて同じ。）の性別及び年齢階級別一般病床退院率</p> <p>B 3 精神病床における入院期間が三月未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>B 4 精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>B 5 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>B 6 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率</p> <p>C 1 0以上流入療養患者数（当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。</p> <p>C 2 0以上流入一般患者数（当該区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事</p>

が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。

C 3 当該都道府県に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県以外の都道府県に住所を有する者の数

D 1 0以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D 2 0以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D 3 当該都道府県以外に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数

E 1 厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。

E 2 厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。

E 3 厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率

F 厚生労働大臣が当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める平均在院日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

G 当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数

H 0以上都道府県内対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

I 0以上都道府県外対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

α 精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として厚生労働大臣が定める数値の範囲内で都道府県知事が定める値

β 地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

γ 地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、これまでの認知症施策の実績を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

[資料 28] 神奈川県保健医療計画推進会議委員名簿

(令和6年3月現在)

氏名	所属
井伊 雅子	一橋大学大学院教授
井出 康夫	神奈川県社会福祉協議会常務理事
植地 直子	神奈川県町村保健衛生連絡協議会(大磯町町民福祉部長)
大野 史郎	神奈川県精神科病院協会副会長
岡野 敏明	川崎市医師会会長
窪倉 孝道	神奈川県病院協会副会長
小泉 祐子	川崎市健康福祉局保健医療政策部担当部長
小松 幹一郎	相模医師会連合会
鈴木 紳一郎	神奈川県医師会副会長 (※会長)
須藤 夏樹	公募委員
千葉 容太	神奈川県歯科医師会常務理事
戸塚 武和	横浜市医師会会長
長野 豊	全国健康保険協会神奈川支部支部長
長場 直子	神奈川県看護協会専務理事
奈良崎 修二	健康保険組合連合会神奈川連合会会長
新比叡 明	神奈川県都市衛生行政協議会(大和市健康福祉部長)
橋本 真也	神奈川県薬剤師会副会長
原田 浩一郎	横浜市医療局長
松原 由美	早稲田大学教授
三森 倫	相模原市健康福祉局保健衛生部長 (兼)保健所長
矢野 裕美	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会代表理事

第2章 周産期医療における現状と連携体制

I 本県の周産期医療体制の現状

1 本県の周産期医療に係る基礎データ

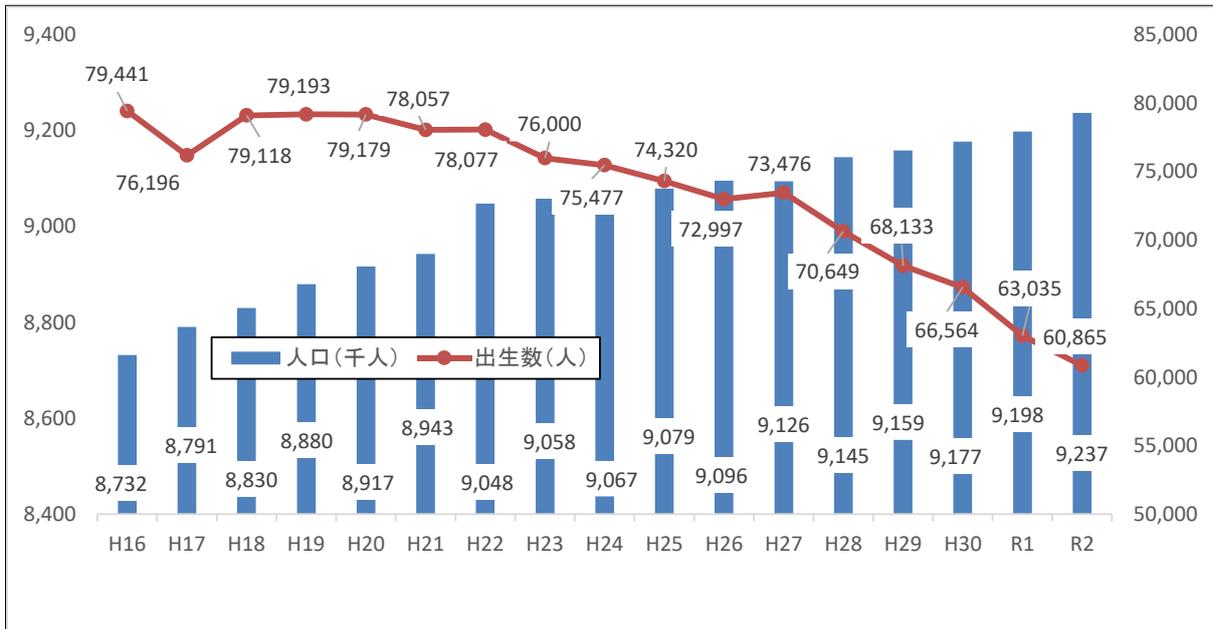
(1) 人口及び出生数

本県の人口及び出生数の推移を見ますと、人口については令和2年まで増加が続いていますが、出生数については減少傾向にあります。(図表5-2-1)

なお、神奈川県人口統計調査によると、令和3年に初めて人口も減少に転じています。

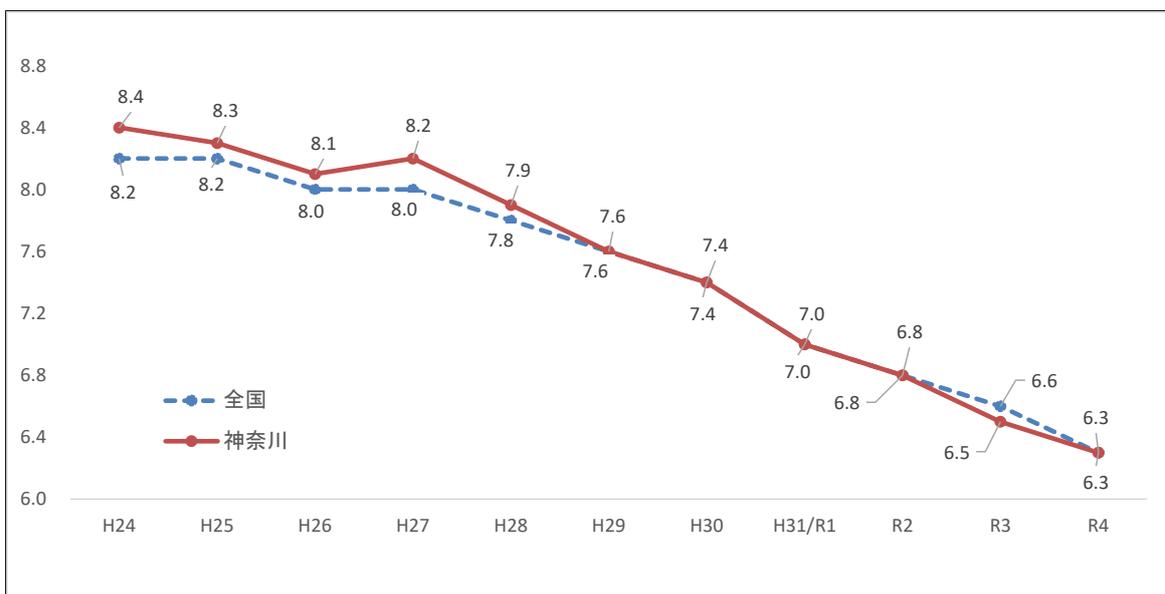
図表5-2-1 本県の人口及び出生数

(単位：千人(人口) / 人(出生数))



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」及び県健康増進課「衛生統計年報」

図表5-2-2 本県及び全国の出生率の推移(人口千対)



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

図表 5-2-3 出生率の都道府県順位の比較(人口千対)

	H27		H28		H29		H30		H31/R1		R2		R3		R4	
	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位	出生率	順位
全 国	8.0	—	7.8	—	7.6	—	7.4	—	7.0	—	6.8	—	6.6	—	6.3	—
神奈川	8.2	12	7.9	17	7.6	20	7.4	16	7.0	18	6.8	19	6.5	21	6.3	20
栃 木	7.9	22	7.5	25	7.3	24	7.0	28	6.6	27	6.2	33	6.1	32	5.6	39
群 馬	7.4	36	7.1	37	6.9	36	6.8	35	6.3	37	6.2	35	6.0	37	5.8	35
埼 玉	7.8	23	7.6	23	7.4	22	7.1	23	6.7	23	6.6	21	6.4	23	6.1	24
千 葉	7.7	28	7.4	29	7.2	29	7.1	24	6.6	26	6.6	23	6.3	26	6.1	27
東 京	8.6	6	8.5	5	8.2	7	8.0	8	7.6	7	7.4	7	7.1	10	6.8	10
愛 知	9.0	3	8.8	2	8.5	3	8.4	2	7.8	3	7.6	3	7.4	3	7.1	4
大 阪	8.1	13	7.9	14	7.7	14	7.6	14	7.3	13	7.2	11	7.0	12	6.7	12

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

※ 都道府県別順位については、同率であった場合、表示桁数以下の数値により順位を付しています。

(2) 母親の年齢別出生数

本県における母親の年齢別出生数の推移を見ますと、平成 24 年と令和 4 年を比較して 35 歳未満の出生割合が 69.4%から 66.7%に低下(2.7 ポイント減)する一方、35 歳以上の出生割合は 30.6%から 33.3%に上昇(2.7 ポイント増)しています。(図表 5-2-4、図表 5-2-5)

図表 5-2-4 母親の年齢別出生数の推移

(単位：人)

年	総 数	15歳未満	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35歳未満	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50歳以上	35-50歳以上	年齢不詳
H24	75,477	4	755	5,046	18,553	28,009	52,367	19,101	3,909	97	3	23,110	0
H25	74,320	4	725	4,880	17,887	27,517	51,013	18,908	4,311	85	3	23,307	0
H26	72,997	0	664	4,547	16,849	27,525	49,585	18,727	4,561	121	3	23,412	0
H27	73,476	1	685	4,641	16,736	27,733	49,796	19,020	4,540	117	3	23,680	0
H28	70,649	3	598	4,447	15,891	26,461	47,400	18,415	4,702	128	4	23,249	0
H29	68,133	3	524	4,416	15,371	25,773	46,087	17,397	4,507	141	1	22,046	0
H30	66,564	5	474	4,386	14,985	24,879	44,729	17,292	4,379	161	3	21,835	0
H31/R1	63,035	3	436	4,004	14,475	23,253	42,171	16,370	4,329	165	0	20,864	0
R2	60,865	2	393	3,800	14,416	22,545	41,156	15,507	4,041	155	6	19,709	0
R3	58,836	0	322	3,200	13,588	21,982	39,092	15,541	4,055	147	1	19,744	0
R4	56,498	1	233	2,776	13,317	21,385	37,712	14,738	3,898	137	13	18,786	0

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

図表 5-2-5 母親の年齢別出生数の構成比率

年	総 数	15歳未満	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35歳未満	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50歳以上	35-50歳以上	年齢不詳
H24	100%	0.0%	1.0%	6.7%	24.6%	37.1%	69.4%	25.3%	5.2%	0.1%	0.0%	30.6%	0.0%
H25	100%	0.0%	1.0%	6.6%	24.1%	37.0%	68.6%	25.4%	5.8%	0.1%	0.0%	31.4%	0.0%
H26	100%	0.0%	0.9%	6.2%	23.1%	37.7%	67.9%	25.7%	6.2%	0.2%	0.0%	32.1%	0.0%
H27	100%	0.0%	0.9%	6.3%	22.8%	37.7%	67.8%	25.9%	6.2%	0.2%	0.0%	32.2%	0.0%
H28	100%	0.0%	0.8%	6.3%	22.5%	37.5%	67.1%	26.1%	6.7%	0.2%	0.0%	32.9%	0.0%
H29	100%	0.0%	0.8%	6.5%	22.6%	37.8%	67.6%	25.5%	6.6%	0.2%	0.0%	32.4%	0.0%
H30	100%	0.0%	0.7%	6.6%	22.5%	37.4%	67.2%	26.0%	6.6%	0.2%	0.0%	32.8%	0.0%
H31/R1	100%	0.0%	0.7%	6.4%	23.0%	36.9%	66.9%	26.0%	6.9%	0.3%	0.0%	33.1%	0.0%
R2	100%	0.0%	0.6%	6.2%	23.7%	37.0%	67.6%	25.5%	6.6%	0.3%	0.0%	32.4%	0.0%
R3	100%	0.0%	0.5%	5.4%	23.1%	37.4%	66.4%	26.4%	6.9%	0.2%	0.0%	33.6%	0.0%
R4	100%	0.0%	0.4%	4.9%	23.6%	37.9%	66.7%	26.1%	6.9%	0.2%	0.0%	33.3%	0.0%

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

(3) 体重別出生数

本県の出生数を体重別で見ると、出生数全体の減少と比例して、2,500g未満の子の人数についても減少しています。一方で、低出生体重児及び極(超)低出生体重児の出生割合は横ばい傾向にあります。(図表5-2-6、図表5-2-7)

図表5-2-6 県における体重別出生数の推移

(単位：人)

年	総数	500g未満	500-999g	超低出生	1,000-1,499g	極低出生	1,500-1,999g	2,000-2,499g	2,500g未満	2,500-2,999g	3,000-3,499g	3,500-3,999g	4,000-4,499g	4,500-4,999g	5,000g以上	不詳
H24	75,477	21	194	215	365	580	885	5,860	7,325	29,831	30,832	6,927	526	26	0	10
H25	74,320	18	181	199	312	511	844	5,598	6,953	29,517	30,410	6,909	502	19	1	9
H26	72,997	28	209	237	292	529	831	5,601	6,961	28,960	29,893	6,719	435	20	1	8
H27	73,476	17	190	207	276	483	823	5,636	6,942	29,156	30,044	6,828	478	22	1	5
H28	70,649	16	189	205	272	477	868	5,349	6,694	27,875	29,164	6,450	436	19	1	10
H29	68,133	25	173	198	284	482	798	5,240	6,520	26,536	28,123	6,449	475	19	2	9
H30	66,564	32	200	232	280	512	788	4,900	6,200	26,120	27,585	6,172	451	18	3	15
H31/R1	63,035	22	167	189	282	471	757	4,737	5,965	24,753	26,080	5,798	413	17	0	9
R2	60,865	20	131	151	207	358	712	4,421	5,491	23,937	25,342	5,629	436	21	1	8
R3	58,836	21	173	194	288	482	676	4,208	5,366	23,220	24,359	5,436	426	21	0	8
R4	56,498	16	147	163	233	396	678	4,257	5,331	22,347	23,104	5,325	362	20	2	7

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

図表5-2-7 県における体重別出生数の構成比率

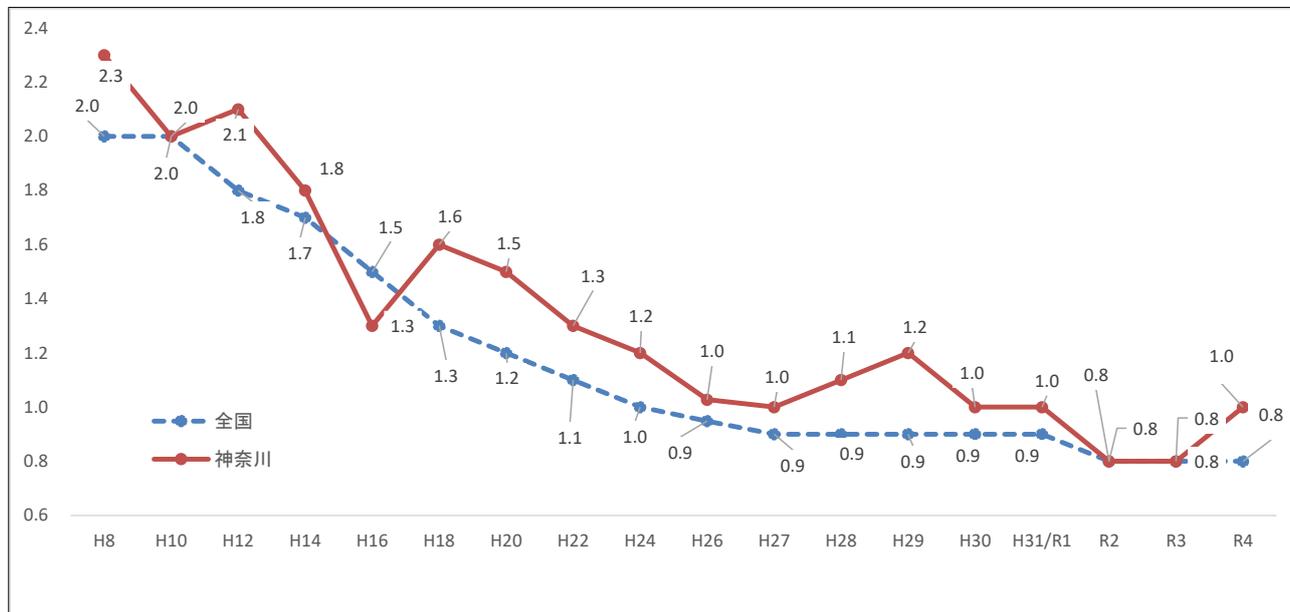
年	総数	500g未満	500-999g	超低出生	1,000-1,499g	極低出生	1,500-1,999g	2,000-2,499g	2,500g未満	2,500-2,999g	3,000-3,499g	3,500-3,999g	4,000-4,499g	4,500-4,999g	5,000g以上	不詳
H24	100.00%	0.03%	0.26%	0.28%	0.48%	0.77%	1.17%	7.76%	9.70%	39.52%	40.85%	9.18%	0.70%	0.03%	0.00%	0.01%
H25	100.00%	0.02%	0.24%	0.27%	0.42%	0.69%	1.14%	7.53%	9.36%	39.72%	40.92%	9.30%	0.68%	0.03%	0.00%	0.01%
H26	100.00%	0.04%	0.29%	0.32%	0.40%	0.72%	1.14%	7.67%	9.54%	39.67%	40.95%	9.20%	0.60%	0.03%	0.00%	0.01%
H27	100.00%	0.02%	0.26%	0.28%	0.38%	0.66%	1.12%	7.67%	9.45%	39.68%	40.89%	9.29%	0.65%	0.03%	0.00%	0.01%
H28	100.00%	0.02%	0.27%	0.29%	0.39%	0.68%	1.23%	7.57%	9.48%	39.46%	41.28%	9.13%	0.62%	0.03%	0.00%	0.01%
H29	100.00%	0.04%	0.25%	0.29%	0.42%	0.71%	1.17%	7.69%	9.57%	38.95%	41.28%	9.47%	0.70%	0.03%	0.00%	0.01%
H30	100.00%	0.05%	0.30%	0.35%	0.42%	0.77%	1.18%	7.36%	9.31%	39.24%	41.44%	9.27%	0.68%	0.03%	0.00%	0.02%
H31/R1	100.00%	0.03%	0.26%	0.30%	0.45%	0.75%	1.20%	7.51%	9.46%	39.27%	41.37%	9.20%	0.66%	0.03%	0.00%	0.01%
R2	100.00%	0.03%	0.22%	0.25%	0.34%	0.59%	1.17%	7.26%	9.02%	39.33%	41.64%	9.25%	0.72%	0.03%	0.00%	0.01%
R3	100.00%	0.04%	0.29%	0.33%	0.49%	0.82%	1.15%	7.15%	9.12%	39.47%	41.40%	9.24%	0.72%	0.04%	0.00%	0.01%
R4	100.00%	0.03%	0.26%	0.29%	0.41%	0.70%	1.20%	7.53%	9.44%	39.55%	40.89%	9.43%	0.64%	0.04%	0.00%	0.01%

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

(4) 新生児死亡率

本県の新生児死亡率は、平成26年以降は横ばい傾向にあります。しかし、全国及び主要都府県と比較すると高い傾向にあります。(図表5-2-8、図表5-2-9)

図表5-2-8 新生児死亡率の推移と全国との比較(出生千対)【再掲(図表2-1-4-4)】



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

図表5-2-9 新生児死亡率の主要都府県との比較(出生千対)

	H26		H27		H28		H29		H30		H31/R1		R2		R3		R4	
	死亡率	順位	死亡率	順位	死亡率	順位	死亡率	順位	死亡率	順位								
全国	0.9	—	0.9	—	0.9	—	0.9	—	0.9	—	0.9	—	0.8	—	0.8	—	0.8	—
神奈川県	1.0	32	1.0	33	1.1	38	1.2	39	1.0	27	1.0	30	0.8	22	0.8	23	1.0	38
栃木	1.8	47	1.0	28	0.8	16	0.9	23	1.1	36	1.2	37	1.1	37	1.0	38	0.6	13
群馬	0.7	9	0.8	18	0.9	24	1.3	42	0.6	9	1.2	36	0.9	25	0.6	10	0.8	31
埼玉	1.0	26	0.9	19	1.0	29	0.7	7	0.8	20	0.7	12	0.7	12	0.5	3	0.6	16
千葉	1.1	37	1.1	39	1.0	30	0.9	28	1.1	37	0.9	25	1.0	33	0.8	22	0.8	24
東京	0.8	17	0.8	14	0.9	22	0.8	15	0.7	13	0.6	7	0.6	9	0.7	20	0.8	28
愛知	0.9	23	0.9	26	0.9	25	0.7	9	0.8	18	0.8	18	0.9	26	1.0	35	0.9	32
大阪	0.9	24	0.6	8	0.7	10	0.8	19	0.6	10	0.8	19	0.7	14	0.7	14	0.8	23

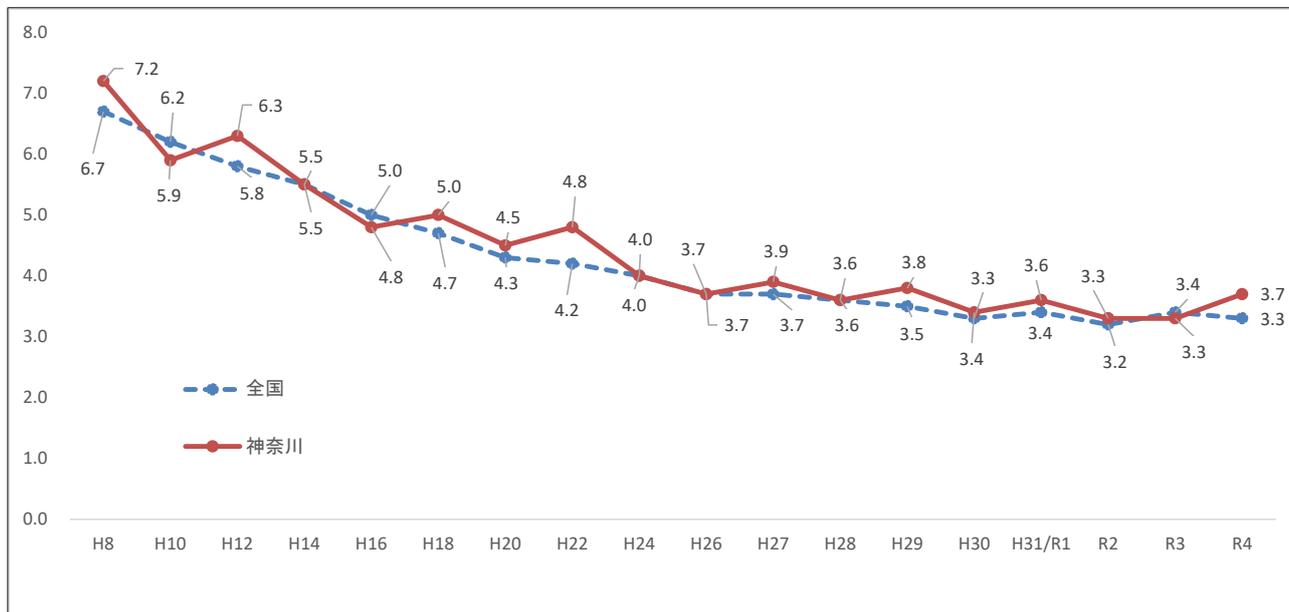
(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

※都道府県別順位については、同率の場合は表示桁数以下の数値により順位を付しています。

(5) 周産期死亡率

本県の周産期死亡率は、平成 26 年以降は横ばい傾向にあります。(図表 5-2-10、図表 5-2-11)

図表 5-2-10 周産期死亡率の推移と全国との比較 (出産千対) 【再掲 (図表 2-1-4-5)】



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

図表 5-2-11 周産期死亡率の主要都府県との比較(出産千対)

	H26		H27		H28		H29		H30		H31/R1		R2		R3		R4	
	死亡率	順位	死亡率	順位	死亡率	順位	死亡率	順位	死亡率	順位								
全国	3.7	—	3.7	—	3.6	—	3.5	—	3.3	—	3.4	—	3.2	—	3.4	—	3.3	—
神奈川県	3.7	24	3.9	31	3.6	25	3.8	32	3.4	24	3.6	27	3.3	22	3.3	24	3.7	36
栃木	4.3	38	3.3	13	3.1	12	2.9	9	4.0	40	3.8	33	3.7	32	3.9	37	3.0	15
群馬	4.2	34	4.2	36	3.5	21	4.1	42	2.1	4	4.9	45	3.8	34	3.4	26	3.7	37
埼玉	4.0	29	3.7	24	3.4	18	3.3	17	3.1	20	3.1	15	2.8	10	2.8	5	2.8	7
千葉	4.3	37	3.8	28	4.1	38	3.8	34	3.9	39	3.3	18	4.0	39	3.3	23	3.2	25
東京	3.5	16	3.2	10	3.6	23	3.4	20	2.9	14	3.0	12	3.0	14	2.9	11	3.3	26
愛知	3.5	17	3.8	29	3.7	26	3.2	12	2.9	13	3.5	26	3.0	15	3.5	30	2.9	12
大阪	3.5	18	3.2	11	3.5	19	2.9	10	3.1	21	3.6	28	2.4	3	3.3	21	3.4	29

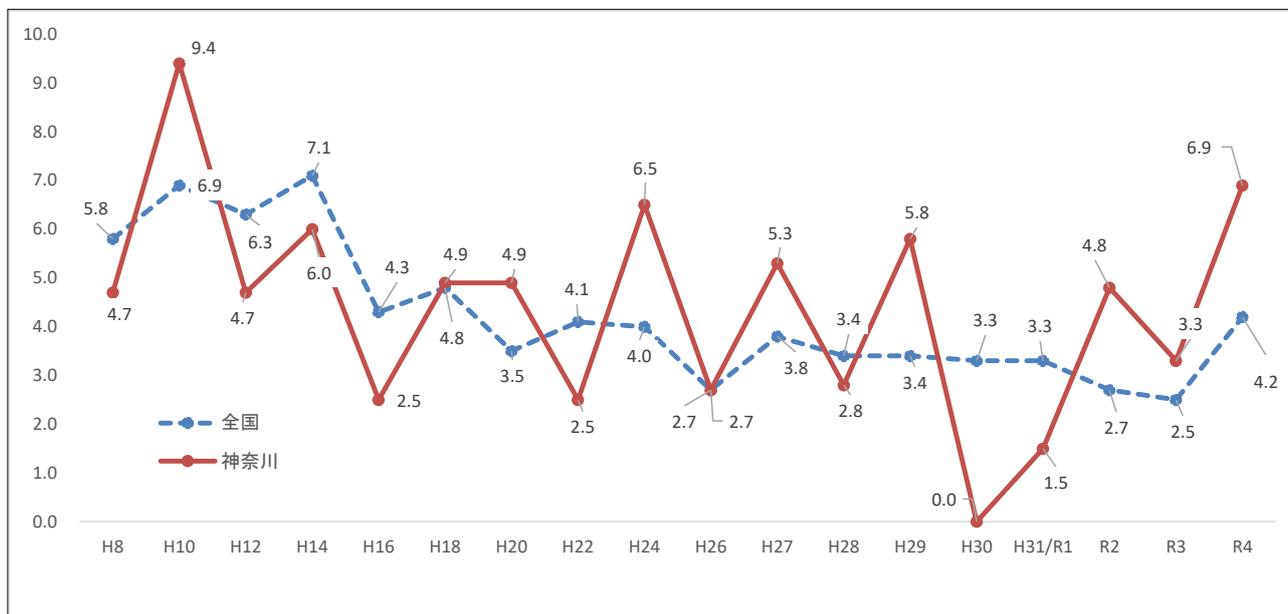
(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

※ 都道府県別順位については、同率の場合は表示桁数以下の数値により順位を付しています。

(6) 妊産婦死亡率

本県の妊産婦死亡率は、令和2年、令和3年、令和4年と全国平均を上回っており、注視が必要です。(図表5-2-12、図表5-2-13)

図表5-2-12 妊産婦死亡率の推移と全国との比較(出産10万対)【再掲(図表2-1-4-6)】



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

図表5-2-13 妊産婦死亡率(出産10万対)及び死亡数の主要都府県との比較

	H26		H27		H28		H29		H30		H31/R1		R2		R3		R4	
	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数								
全国	2.7	28	3.8	39	3.4	34	3.4	33	3.3	31	3.3	29	2.7	23	2.5	21	4.2	33
神奈川県	2.7	2	5.3	4	2.8	2	5.8	4	0.0	0	1.5	1	4.8	3	3.3	2	6.9	4
栃木	0.0	0	0.0	0	6.7	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	8.3	1	0.0	0	0.0	0
群馬	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
埼玉	5.2	3	5.2	3	1.8	1	7.4	4	3.8	2	4.0	2	4.1	2	2.2	1	0.0	0
千葉	4.2	2	6.2	3	4.3	2	4.4	2	2.3	1	9.6	4	9.8	4	0.0	0	10.6	4
東京	2.7	3	1.7	2	2.6	3	0.0	0	0.9	1	1.9	2	0.0	0	1.0	1	6.5	6
愛知	1.5	1	4.5	3	4.6	3	1.6	1	4.8	3	3.4	2	0.0	0	1.8	1	5.8	3
大阪	1.4	1	1.4	1	5.7	4	0.0	0	4.5	3	3.1	2	3.2	2	0.0	0	3.4	2

(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

以上のことから、今後もハイリスク分娩や医療的ケア児は一定数見込まれ、今後も継続的に県周産期救急医療システムの安定的な運用を行うため、出生数減少の影響等を踏まえ、より効率的なシステムの構築や体制の見直しなども必要に応じて検討していく必要があります。

(7) 医師及び施設の状況

県内の分娩取扱施設数は平成30年4月1日時点には145施設でしたが、令和4年4月1日時点は138施設と減少傾向にあり、県における分娩取扱医師数は平成25年4月1日時点では524人でしたが、平成28年に509人、令和元年に555人、令和4年に526人と推移しています。(図表5-2-14、図表5-2-15)

新生児医療担当医師については、県内における日中にNICU等を担当する常勤医師等の数は、平成27年4月1日時点では170人であったのが、令和3年では154人と減少傾向にあります。(図表5-2-17)

図表5-2-14 県の分娩取扱施設数(各年4月1日現在)【再掲(図表2-1-4-16)】

(単位:施設)

分類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
病院	62	63	61	60	61	61	61	60	60	60
診療所	57	58	58	62	62	62	63	60	60	58
助産所	31	30	28	26	24	22	22	22	21	20
合計	150	151	147	148	147	145	146	142	141	138

(出典) 県医療課「産科医療及び分娩に関する調査」

図表5-2-15 県における分娩取扱医師数の推移(各年4月1日現在)【再掲(図表2-1-4-14)】

(単位:人)

分類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
病院	422	415	411	401	407	422	442	436	437	420
診療所	102	112	106	108	111	111	113	112	116	106
合計	524	527	517	509	518	533	555	548	553	526

(出典) 県医療課「産科医療及び分娩に関する調査」

図表5-2-16 県内における小児科医師数の推移(各年12月31日現在)

(単位:人)

分類	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
医療従事医師数	904	901	1,001	1,038	1,085	1,122	1,109	1,123	1,187
うち病院勤務医師数	451	428	498	555	583	605	615	588	613

(出典) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」(旧:医師・歯科医師・薬剤師調査)

図表5-2-17 県内における日中にNICU等を担当する常勤医師等の数(各年4月1日現在)【再掲(図表2-1-4-15)】

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
常勤医師数	170	187	172	162	152	165	154
周産期母子医療センター	109	136	118	112	114	140	130
その他の受入病院	61	51	54	50	38	25	24

(出典) 厚生労働省「周産期医療体制に係る調査及び周産期母子医療センターの評価」

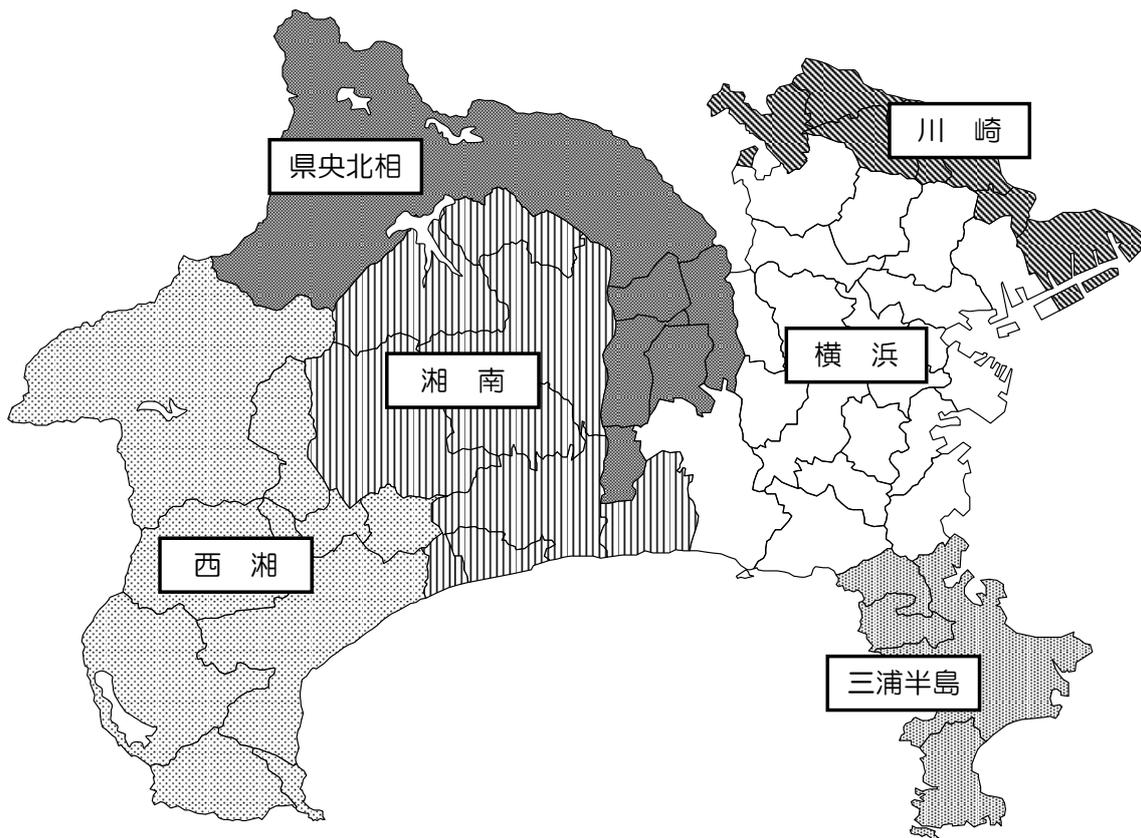
※ 数値は日中に主にNICU・GCUを担当する小児科・新生児医師数(周産期母子医療センター)と初期研修医を除く新生児医療を担当する常勤医師数(周産期母子医療センター以外の県周産期救急医療システム受入病院)の合計値です。

2 本県の周産期連携体制

(1) 県周産期救急医療システム

本県では、昭和 60 年 6 月より「県周産期救急医療システム」を運用しており、県内 6 つのブロック内において、それぞれ「基幹病院」、「中核病院」、「協力病院」として機能別に位置づけた受入病院を中心とし、分娩時の予期できない急変等に対処し、ハイリスクの妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した対応を 24 時間体制で確保しています。

県周産期救急医療システムブロック図



ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	ブロック名	市町村	
横浜	横浜市	湘南	平塚市	西湘	小田原市	県央北相	相模原市	
	鎌倉市		茅ヶ崎市		南足柄市		大和市	
	藤沢市		秦野市		中井町		海老名市	
川崎	川崎市		厚木市		大井町		座間市	
	三浦半島		横須賀市		伊勢原市		松田町	綾瀬市
			逗子市		大磯町		山北町	寒川町
三浦市			二宮町		開成町			
葉山町			愛川町		箱根町			
	清川村		真鶴町		湯河原町			

県周産期救急医療システム受入病院機能分類表

分類	機能	国による機能別分類	整備基準	備考
基幹病院	ブロック内での患者受入の調整を行う。ブロックの拠点として、重症例を中心にあらゆる患者を24時間体制で受け入れる。	総合周産期母子医療センター	高度な医療機能 MFICU 6床以上 NICU 9床以上	高度な医療及び人材確保の点から、大学病院相当の施設とする
		地域周産期母子医療センター	比較的高度な医療機能 24時間対応 NICU 等	高度な医療の提供と病床の安定的な確保のため、公立・公的病院を中心に認定
中核病院	基幹病院の機能を補完し、中等症以上の患者を中心に原則として24時間体制で受け入れる。			
協力病院	比較的軽度な患者や基幹病院・中核病院で急性期を脱した患者を受け入れる。	母体から新生児まで周産期を通して診ることのできる医療機関		

県周産期救急医療システム受入病院

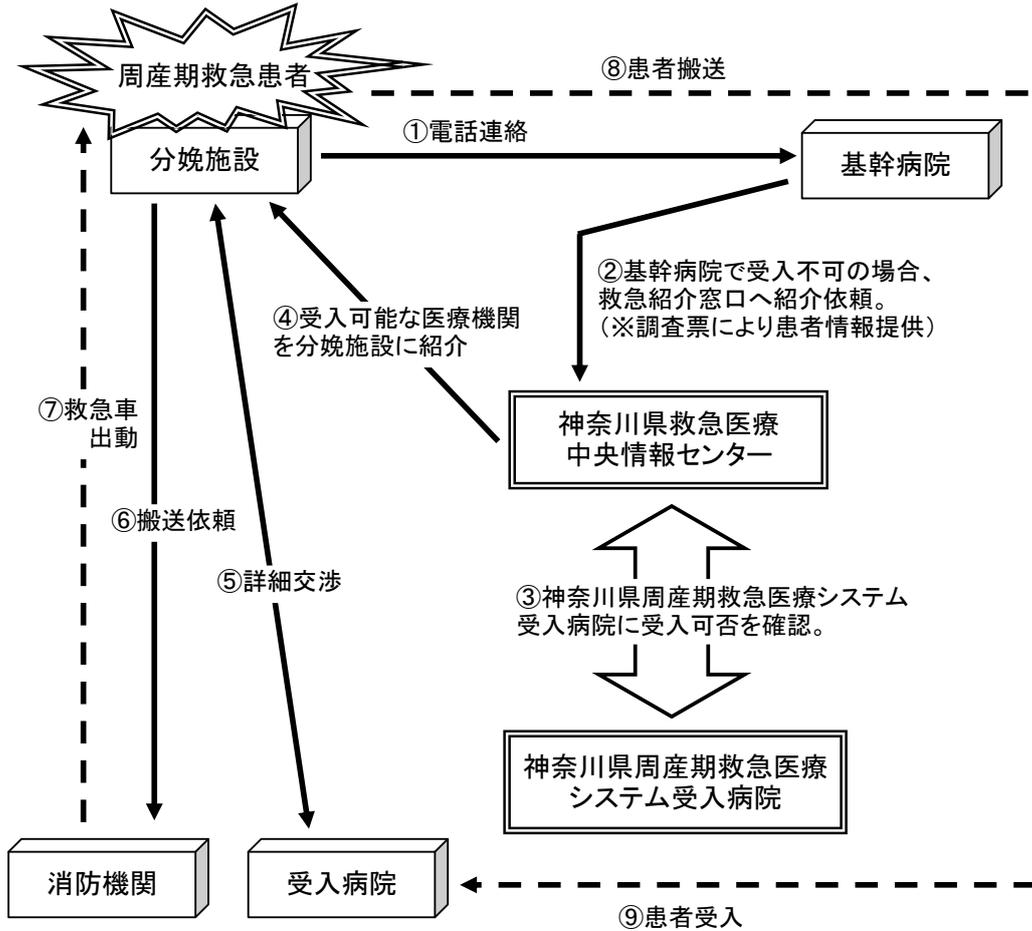
(令和5年4月1日現在)

地区	種別	病院名	総合	地域	
横浜	基幹病院	神奈川県立こども医療センター	○		
		横浜市立大学附属市民総合医療センター	○		
		聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院		○	
	中核病院	横浜労災病院			○
		横浜市立大学附属病院			○
		藤沢市民病院			○
		昭和大学横浜市北部病院			○
		横浜市立市民病院			○
		済生会横浜市東部病院			○
		国立病院機構横浜医療センター			○
横浜市立みなと赤十字病院				○	
済生会横浜市南部病院			○		
協力病院	横浜南共済病院				
	けいゆう病院				
	昭和大学藤が丘病院				
川崎	基幹病院	聖マリアンナ医科大学病院	○		
	中核病院	日本医科大学武蔵小杉病院 川崎市立川崎病院		○ ○	
三浦 半島	基幹病院	横須賀共済病院		○	
	中核病院	横須賀市立うわまち病院		○	
湘南	基幹病院	東海大学医学部付属病院	○		
	中核病院	茅ヶ崎市立病院		○	
		平塚市民病院			
協力病院	厚木市立病院				
西湘	基幹病院	小田原市立病院		○	
県央 北相	基幹病院	北里大学病院	○		
	中核病院	地域医療機能推進機構相模野病院		○	
		相模原協同病院			
協力病院	大和市立病院				

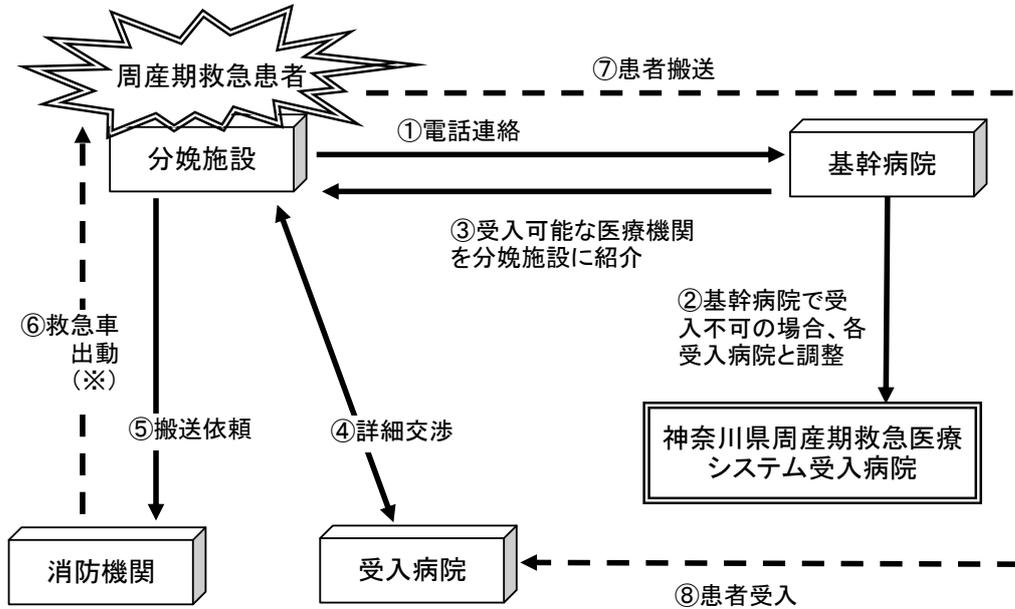
※ 周産期患者の対応を一貫して行える医療機関で構成

※ 各施設の概要については「Ⅱ 各周産期医療施設の概要」に掲載

県周産期救急医療システム概要図（産科救急）



県周産期救急医療システム概要図（新生児救急）



(※)救急車による搬送のほか、受入病院による迎え搬送もしくは三角搬送もあり。
 迎え搬送：受入医療機関の医師が救急車等で依頼元医療機関へ行き、新生児と同乗して自らの医療機関に搬送すること。
 三角搬送：周産期母子医療センター等の医師が救急車等で依頼元医療機関へ行き、新生児と同乗して他の受入医療機関に搬送すること。

(2) 母体救命に係る病院間・病院内における連携体制

本県では、令和5年4月1日現在で21の救命救急センターを配置しており、うち19病院が県周産期救急医療システムの受入病院として位置づけられています。これにより、産科合併症以外の合併症を有する妊産婦に対しても速やかに対応することができるとともに、救命救急センターを設置していない受入病院についても、県周産期救急医療システムにおける搬送コーディネートにより、対応可能病院へ搬送する体制となっていますが、平成18年の奈良県、平成20年の東京都の事例で大きな社会問題になった、特に迅速な対応を要する母体救命救急症例の適切な受入を保障する制度については、本県における新たな制度整備の必要性の検討を含め、今後の課題となっています。

県内の救命救急センター（令和5年4月1日現在）

聖マリアンナ医科大学病院	国立病院機構横浜医療センター
北里大学病院	東海大学医学部付属病院
昭和大学藤が丘病院	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
横浜市立大学附属市民総合医療センター	横須賀共済病院
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市立川崎病院
藤沢市民病院	済生会横浜市東部病院
小田原市立病院	横浜市立みなと赤十字病院
横浜市立市民病院	横浜労災病院
横浜南共済病院	横須賀市立うわまち病院
湘南鎌倉総合病院	平塚市民病院
海老名総合病院	

(3) 県域を越えた広域搬送及び受入体制

本県においては、県周産期救急医療システムにより、県内における周産期救急患者を円滑に搬送するための受入調整機能は有していますが、県域を越えた患者の搬送及び受入についての統一的な体制は現在整備されておらず、長年の課題となっていました。

そこで、平成24年1月から、県内において受入病院が見つからず、やむを得ず県域を越えた搬送を行うに当たり、東京都との間で広域搬送連携体制を構築し、県外搬送の円滑化、搬送時間の短縮及び医師の負担軽減を図ることを目的に、「県域を越えた周産期搬送体制構築に向けた試行」を実施しています。

3 搬送コーディネーターの機能及び体制

県周産期救急医療システムにおける基幹病院では、分娩施設からの周産期救急患者を24時間体制で受け入れるとともに、患者の症例に応じた受入先のコーディネート業務を行っていますが、産科医師の確保が困難な中で、緊急の搬送依頼の急増により、基幹病院の産科医師に多大な負担が生じていました。

そこで、平成19年度より、県救急医療中央情報センターにおいて、基幹病院の医師の指示のもと、搬送コーディネーターが患者の受入が可能な医療機関の紹介を行う「受入医療機関紹介業務」を開始しました。本県では、各ブロック基幹病院及び県救急医療中央情報センターが協働して、周産期救急患者の搬送コーディネートを行っています。

また、その際、各医療機関の応需の可否を事前に把握し、迅速に患者の受入調整が行えるよう、県周産期救急医療情報システムを整備し、周産期医療情報の収集・提供を行っています。

[県周産期救急医療情報システム]

本県では、周産期患者の円滑な搬送を目的として、診療の可否などの救急医療情報の収集、提供を行う県周産期救急医療情報システムを平成6年8月から運用しており、県救急医療中央情報センター、県周産期救急医療システム受入病院、消防機関、県関係機関等に設置されているパソコンからインターネットを利用することにより、県周産期救急医療システム受入病院の状況を閲覧することができます。

また、本情報システムは、同じく本県で運用している救急医療情報システムと並行して閲覧できるよう整備しており、産科合併症以外の合併症を有する妊婦が救急搬送された際、迅速に対応可能病院を検索できるよう配慮されています。

< 県周産期救急医療情報システムで参照できる応需の可否情報 >

産科部門	新生児部門	
産科	新生児	外科手術
母体救命	人工換気	心臓手術
	極低出生体重児	脳外科手術
	超低出生体重児	転院受入

4 周産期医療関係者に対する研修の実施状況

周産期医療関係者を対象に、専門的・基礎的知識及び技術を習得させるため、周産期医療協議会が中心となり各種研修を実施していきます。

講習部門	開催回数
産科部門	年1回以上
新生児部門	年1回以上
看護部門	年1回以上

5 神奈川県における周産期医療に関する支援事業(令和5年度時点)

事業名	内容
周産期救急医療対策運営費補助事業	県周産期救急医療システム受入病院の周産期部門に係る運営費の補助
周産期救急受入機関紹介業務運営事業	各ブロック基幹病院からの依頼による周産期救急受入機関紹介業務の実施
日中一時支援事業費補助	在宅等へ移行したNICU長期入院児を一時的に受け入れた病院に対する補助
産科医師等分娩手当補助事業	分娩を取り扱う産科医師等に対する手当支給制度を有する病院に対する補助
地域医療医師修学資金貸付事業	特定診療科医師を目指す学生に対する修学資金貸付
産科・小児医療施設等誘致事業費補助	産科・小児医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対する補助

Ⅱ 各周産期医療施設の概要（令和5年11月1日現在）

<凡 例>

「病院機能」	県周産期救急医療システムにおける区分
「周産期母子医療センター」	総合周産期母子医療センターの指定、地域周産期母子医療センターの認定状況
「主な診療機能」	産科：救急による分娩取扱いの可否 母体救命：産科合併症及び産科合併症以外の合併症への対応の可否 人工換気：新生児呼吸管理の対応の可否 極低出生体重児：1,500g未満の新生児の受入の可否 超低出生体重児：1,000g未満の新生児の受入の可否
「病床数」	MFICU 診療報酬における母体・胎児集中治療室管理料の加算対象となる病床 NICU 診療報酬における新生児集中治療室管理料及び新生児特定集中治療室管理料1及び2の加算対象となる病床及び診療報酬上の加算対象とならないが、新生児の集中治療機能を有する病床 GCU 診療報酬における新生児治療回復室入院医療管理料の加算対象となる病床及び診療報酬上の加算対象とならないが、同等の機能を有する病床
「従事者」	産科担当医師数 常勤医師。婦人科部門と兼任している医師も含む 新生児担当医師数 常勤医師。一般の小児科部門と兼任している医師も含む 臨床心理技術者等 NICUに入院する児及び家族を心理面からフォローする臨床心理士等心理技術者の配置の有無（他診療科との兼任を含む） 入院児支援コーディネーター NICU、GCU等に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療育・療養環境への円滑な移行を図るため、NICU、GCU等の長期入院児の状況把握、他医療施設や療育施設等移行先との連携調整、在宅等への移行に際する支援プログラムの作成並びに医療的・福祉的環境の調整及びその他望ましい療育・療養環境への移行に必要な事項に係る業務を行う看護師及び社会福祉士等の配置の有無（他診療科との兼任を含む）
「母体対応可能症例」	救命救急センターもしくは院内関係診療科での対応も含めた下記産科合併症以外の合併症等への対応の可否 脳血管障害 脳血管障害を有する母体の対応の可否 心疾患 心疾患を有する母体の対応の可否 精神疾患 精神疾患を有する母体の対応の可否 外傷 外傷を有する母体の対応の可否

地区	No.	医療機関名	所在地	病院機能	周産期母子医療センター	1 診療科目															
						内科	呼吸器科	呼吸器内科	循環器科	循環器内科	消化器科	消化器内科	消化器・肝臓内科	血液内科	血液腫瘍内科	腫瘍内科	代謝内科	代謝・内分泌内科	内分泌内科	糖尿病内科	糖尿病・代謝内科
横浜	1	神奈川県立 ども医療センター	横浜市南区	基幹	総合	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
横浜	2	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	横浜市南区	基幹	総合	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
横浜	3	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	横浜市旭区	基幹	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-		
横浜	4	独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	横浜市港北区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	○	-		
横浜	5	横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-		
横浜	6	藤沢市民病院	藤沢市	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-		
横浜	7	昭和大学 横浜市北部病院	横浜市都筑区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	○	-		
横浜	8	横浜市立 市民病院	横浜市神奈川区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-		
横浜	9	神奈川県済生会 横浜市東部病院	横浜市鶴見区	中核	地域	○	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		
横浜	10	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	横浜市戸塚区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
横浜	11	横浜市立 みなと赤十字病院	横浜市中区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-		
横浜	12	神奈川県済生会 横浜市南部病院	横浜市港南区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-		
横浜	13	国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院	横浜市金沢区	協力	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-		
横浜	14	一般財団法人 神奈川県警友会 けいけいゆう病院	横浜市西区	協力	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
横浜	15	昭和大学 藤が丘病院	横浜市青葉区	協力	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	○	○	-		
小計						14	1	13	1	13	1	13	0	11	0	5	5	0	5	4	0
川崎	1	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区	基幹	総合	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-		
川崎	2	日本医科大学 武蔵小杉病院	川崎市中原区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	○	-		
川崎	3	川崎市立 川崎病院	川崎市川崎区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-		
小計						3	0	3	0	3	0	3	0	2	0	3	0	1	2	2	0
三浦半島	1	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	横須賀市	基幹	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-		
三浦半島	2	横須賀市立 うわまち病院	横須賀市	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
小計						2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
湘南	1	東海大学医学部付属病院	伊勢原市	基幹	総合	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-		
湘南	2	茅ヶ崎市立病院	茅ヶ崎市	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-		
湘南	3	平塚市民病院	平塚市	中核	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
湘南	4	厚木市立病院	厚木市	協力	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○		
小計						4	0	4	0	4	0	3	1	0	1	0	0	1	0	0	1
西湘	1	小田原市立病院	小田原市	基幹	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-		
小計						1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県央北相	1	学校法人北里研究所 北里大学病院	相模原市南区	基幹	総合	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-		
県央北相	2	独立行政法人地域医療機能推進機構 相模野病院	相模原市中央区	中核	地域	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-		
県央北相	3	神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院	相模原市緑区	中核	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	○		
県央北相	4	大和市立病院	大和市	協力	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-		
小計						4	0	4	0	4	0	4	0	3	1	0	0	1	0	0	1
合計						28	1	27	1	27	1	26	1	17	2	8	5	3	7	6	2

糖尿病・代謝・内分泌内科	糖尿病・内分泌内科	腎臓内科	人工透析内科	腎臓・人工透析内科	腎臓・内分泌代謝内科	腎内分泌代謝内科	肝臓内科	総合内科	神経科	神経内科	脳神経内科	心療内科	精神科	精神神経科	神経精神科	児童精神科	思春期精神科	感染症内科	老年神経内科	小児科	小児内科	小児循環器内科
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-	○
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	○	-	○	-	○	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-
0	5	12	1	0	0	0	2	0	0	5	11	2	11	1	2	2	1	2	0	14	1	2
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-
0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	2	0	1	0	0	1	1	3	0	0
-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
0	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-
-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	1	3	0	3	1	0	0	0	0	0	4	0	0
-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	-	-
-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
○	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-
1	1	4	0	0	0	0	0	1	0	2	2	1	3	0	0	0	0	1	0	4	0	0
1	9	24	1	1	1	1	3	1	0	8	22	3	22	2	3	2	1	4	1	28	1	2

地区	No.	医療機関名	1 診療科目																		
			新生児内科	疼痛緩和内科	化学療法内科	アレルギー科	リウマチ科	リウマチ内科	リウマチ・膠原病科	外科	呼吸器外科	消化器外科	心臓血管外科	心臓外科	血管外科	大腸外科	肝臓外科	移植外科	頭頸部外科	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	乳腺外科
横浜	1	神奈川県立 ども医療センター	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
横浜	2	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
横浜	3	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	-	-	-	-	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
横浜	4	独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	○	-	-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○	
横浜	5	横浜市立大学附属病院	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
横浜	6	藤沢市民病院	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
横浜	7	昭和大学 横浜市北部病院	○	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
横浜	8	横浜市立 市民病院	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
横浜	9	神奈川県済生会 横浜市東部病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
横浜	10	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
横浜	11	横浜市立 みなと赤十字病院	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	
横浜	12	神奈川県済生会 横浜市南部病院	○	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
横浜	13	国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
横浜	14	一般財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	
横浜	15	昭和大学 藤が丘病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
小計			3	1	0	4	11	0	1	13	13	13	13	1	1	1	1	1	0	0	10
川崎	1	聖マリアンナ医科大学病院	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
川崎	2	日本医科大学 武蔵小杉病院	○	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
川崎	3	川崎市立 川崎病院	○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	
小計			2	1	0	1	3	0	0	2	3	3	3	0	1	0	0	0	0	0	2
三浦半島	1	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
三浦半島	2	横須賀市立 うわまち病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	
小計			0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2
湘南	1	東海大学医学部付属病院	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○
湘南	2	茅ヶ崎市立病院	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
湘南	3	平塚市民病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○
湘南	4	厚木市立病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-
小計			0	0	0	0	2	0	0	3	4	4	2	0	2	0	0	1	0	1	3
西湘	1	小田原市立病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
小計			0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
県央北相	1	学校法人北里研究所 北里大学病院	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-
県央北相	2	独立行政法人地域医療機能推進機構 相模野病院	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○
県央北相	3	神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	○
県央北相	4	大和市立病院	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○
小計			0	0	0	1	3	0	1	4	3	4	2	2	3	0	0	0	1	0	3
合計			5	2	0	6	19	0	2	25	26	27	23	3	7	1	1	2	1	1	20

内分泌外科	乳腺内分泌外科	小児外科	小児心臓血管外科	新生児外科	整形外科	形成外科	美容外科	脳神経外科	産婦人科	産科	婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	リハビリテーション科	画像診断科	放射線科	放射線診断科	放射線治療科	血管・放射線治療科	病理診断科
-	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
1	0	3	2	1	15	15	2	15	14	1	1	15	15	15	15	14	0	8	8	9	0	15
-	○	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
○	-	○	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
1	1	3	0	0	3	3	0	3	2	1	1	3	3	3	3	3	0	1	2	2	0	3
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
0	0	1	0	0	2	2	0	2	1	1	1	2	2	2	2	2	0	2	1	1	0	2
-	-	○	-	-	○	○	-	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	○	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
0	1	1	0	0	4	4	0	4	3	1	1	4	3	4	4	4	0	1	3	3	0	4
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1
-	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○
-	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○
0	1	1	1	0	4	3	1	3	3	1	1	4	3	4	4	4	0	2	3	3	0	3
2	3	9	3	1	29	28	3	28	24	5	5	29	27	29	29	28	0	15	17	18	0	28

地区	No.	医療機関名	1 診療科目											2 主な診療機能							
			臨床検査科	病理診断・臨床検査科	救急科	救命救急科	小児救急科	麻酔科	緩和ケア内科	ペインクリニック内科	精神腫瘍科	歯科	小児歯科	歯科口腔外科	矯正歯科	産科		新生児			
																産科	母体救命	新生児	人工換気	極低出生体重児	超低出生体重児
横浜	1	神奈川県立 ども医療センター	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	
横浜	2	横浜市立大学附属 市民総合医療センター	○	-	○	-	-	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
横浜	3	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
横浜	4	独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	○	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
横浜	5	横浜市立大学附属病院	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
横浜	6	藤沢市民病院	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	
横浜	7	昭和大学 横浜市北部病院	○	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
横浜	8	横浜市立 市民病院	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
横浜	9	神奈川県済生会 横浜市東部病院	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	
横浜	10	独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
横浜	11	横浜市立 みなと赤十字病院	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	
横浜	12	神奈川県済生会 横浜市南部病院	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
横浜	13	国家公務員共済組合連合会 横浜南共済病院	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	△	-	-	-	
横浜	14	一般財団法人神奈川県警友会 けいゆう病院	○	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	
横浜	15	昭和大学 藤が丘病院	-	-	-	○	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	
小計			5	0	12	1	1	15	7	1	0	6	1	12	2	15	14	13	10	10	7
川崎	1	聖マリアンナ医科大学病院	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
川崎	2	日本医科大学 武蔵小杉病院	-	-	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	
川崎	3	川崎市立 川崎病院	-	-	○	-	-	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
小計			0	0	3	0	0	3	2	1	0	2	0	1	0	3	3	3	3	3	3
三浦半島	1	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	
三浦半島	2	横須賀市立 うわまち病院	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
小計			0	0	2	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	2	2	2	2	2	2
湘南	1	東海大学医学部付属病院	○	-	-	○	-	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
湘南	2	茅ヶ崎市立病院	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	○	○	
湘南	3	平塚市民病院	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	
湘南	4	厚木市立病院	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	
小計			2	0	2	1	0	4	2	0	0	1	0	2	0	4	2	4	4	3	2
西湘	1	小田原市立病院	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	
小計			0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0
県央北相	1	学校法人北里研究所 北里大学病院	○	-	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	
県央北相	2	独立行政法人地域医療機能推進機構 相模野病院	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	○	○	
県央北相	3	神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院	○	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	
県央北相	4	大和市立病院	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	
小計			2	0	2	0	0	4	1	0	1	1	0	3	0	4	2	4	4	3	3
合計			9	0	22	2	1	29	13	2	1	10	1	19	2	29	24	27	24	22	17

			3 病床数				4 従事者					5 母体対応可能症例					備考
			産科		新生児		産科担当医師数	新生児担当医師数	臨床心理技術者等	入院児支援コーディネーター	脳血管障害	心疾患	精神疾患	外傷			
外科手術	心臓手術	脳外科手術	産科	M F I C U	N I C U	G C U											
○	○	○	24	6	27	27	9	16	○	○	-	-	-	-	新型コロナウイルス感染症については個別に相談		
-	-	-	36	6	9	12	18	8	○	○	○	○	○	○			
○	-	○	33	0	9	21	7	12	○	-	○	○	○	○	精神疾患は重篤な精神疾患を除く(精神科病がないため)		
○	-	-	25	0	9	12	9	7	○	-	○	○	-	○			
-	○	-	12	0	9	0	23	22	○	-	○	○	○	○			
-	-	-	18	0	9	6	10	13	-	-	○	○	-	○	精神疾患での入院病棟なし		
○	-	-	68	0	9	14	19	32	○	-	○	○	○	-			
-	-	-	41	0	9	6	14	4	○	-	○	○	-	○	糖尿病内科とリウマチ内科は、合わせて「糖尿病リウマチ内科」と標榜し運用		
-	-	-	35	0	6	10	12	21	○	-	○	○	○	○			
-	-	-	24	0	9	0	9	10	-	-	○	○	○	○			
-	-	-	40	0	3	0	9	9	○	-	○	○	○	○			
-	-	-	26	0	6	0	11	1	○	-	○	○	-	○			
-	-	-	32	0	0	0	9	7	-	-	○	○	-	-	(△=2 主な診断機能の人口喚起)要相談		
-	-	-	30	0	0	0	7	3	-	-	-	-	-	○			
-	-	-	44	0	4	0	17	0	-	-	○	○	-	○	精神疾患での入院病棟なし。在胎36週以降の妊産婦に限る。NICUの4床は休床中。		
4	2	2	488	12	118	108	183	165	10	2	13	13	7	12			
○	○	○	27	9	15	18	24	35	○	○	○	○	○	○			
○	-	-	28	0	15	6	18	26	○	○	○	○	○	○	重篤な精神疾患を除く(精神科病がないため)		
-	-	-	44	0	6	18	8	12	-	-	○	○	○	○	診療に応じて要相談		
2	1	1	99	9	36	42	50	73	2	2	3	3	3	3			
-	-	-	21	0	9	0	9	8	○	○	○	○	○	○			
○	○	-	8	0	6	7	5	13	○	-	○	○	-	-			
1	1	0	29	0	15	7	14	21	2	1	2	2	1	1			
○	-	-	32	9	12	12	19	17	○	-	○	○	-	○	精神科入院病棟なし		
-	-	-	20	0	3	16	4	10	-	○	-	-	-	-	精神科入院病棟なし		
-	-	-	20	0	3	8	3	6	-	-	○	○	-	○			
-	-	-	28	0	0	6	4	7	-	○	-	-	-	-			
1	0	0	100	9	18	42	30	40	1	1	2	2	0	2			
-	-	-	25	0	6	0	11	12	-	○	○	○	-	○			
0	0	0	25	0	6	0	11	12	0	1	1	1	0	1			
○	○	-	28	9	23	10	13	33	○	○	○	○	○	○	ただしIVRが必要な症例、精神疾患は対応不可能日あり		
-	-	-	38	0	12	14	7	4	-	-	-	-	-	-			
-	-	-	20	0	6	0	3	6	○	-	-	-	-	-			
-	-	-	15	0	6	0	10	12	-	-	○	○	-	○			
1	1	0	101	9	47	24	33	55	2	1	2	2	1	2			
9	5	3	842	39	240	223	321	366	17	8	23	23	12	21			



神奈川県

健康医療局保健医療部医療課

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111